

新町建設計画



平成16年1月 策定 大島郡合併協議会
平成26年3月 変更 周防大島町
令和2年3月 変更 周防大島町

新町建設計画・目次

第1章 序 論

第1章 序 論.....	1
第1節 大島郡における合併の必要性.....	1
第2節 期待される合併効果.....	4
第3節 合併で懸念される事項と対応策.....	5

第2章 地域の現状と課題

第2章 地域の現状と課題.....	8
第1節 地域の概況.....	8
第2節 広域における位置付け.....	31
第3節 地域特性とまちづくりの課題.....	33

第3章 新町まちづくりの将来像

第3章 新町まちづくりの将来像	36
第1節 新町建設の基本方針.....	36
第2節 新町まちづくりの将来像.....	37
第3節 土地利用方針.....	40
第4節 将来構想の基本フレーム.....	42

第4章 新町まちづくりの主要施策

第4章 新町まちづくりの主要施策	47
第1節 新町まちづくり重点プロジェクト.....	47
第2節 主要施策.....	51
I 元気のあるまちづくり（発展）	51
1 魅力あるまちをつくる事業	51
2 地域の安全を守る事業	55
3 地域の産業を生かす事業	59
4 交流で新たな連携を拓く事業	66
II にこにこのあるまちづくり（創造）	69
1 地域の環境を守る事業	69
2 地域の生活基盤を整える事業	72
3 生き生きとした人をつくる事業	74
4 豊かな地域文化を育てる事業	78

III 安心のあるまちづくり（連携）	81
1 生涯現役を支え見守る事業	81
2 安心な暮らしを支える事業	84
3 行政サービスの向上と財政運営の健全化	86
4 町民が参画して築くまちづくり	88

第5章 新町における県事業の推進

第5章 新町における県事業の推進	89
------------------	----

第6章 公共施設の適正配置

第6章 公共施設の適正配置	90
---------------	----

第7章 財政計画

第7章 財政計画	91
----------	----

参考資料（用語説明）

参考資料（用語説明）	94
------------	----

第1章 序 論

第1節 大島郡における合併の必要性

(1) 人口減少・少子高齢化の進展から捉えた合併の必要性

大島郡では、今後も人口の減少と、少子高齢化の進行が予想されています。

人口の減少は、地域活力の低下をもたらし、農林水産業やその他加工業等では担い手の減少、商業では消費量の低下に伴う販売額の減少などが懸念され、それに伴い、税収の低下等、行政面への影響も生じてきます。さらには、地域コミュニティの維持も困難となってきます。

高齢化率の増加は、福祉や医療面での行政サービスを増大させます。特に大島郡においては福祉サービス、医療サービスが県内でも高い水準にあることから、費用的な影響を直接受けることとなります。また、年少人口の減少は学校教育環境に、生産年齢人口の減少は市町村民税や地域の消費量の減少等につながり、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因となります。さらに、総人口の減少は、各地域の過疎化を進め、まち全体の活性化に大きな影響を与えることになります。

こうした人口動向に対応するには、本地域の立地や環境を生かした魅力のあるまちづくりが一層重要となります。各種施設の適正配置、救急医療体制の拡充、高水準で特色のある教育環境の提供、保健福祉・教育などの専門職員の確保などが必要となります。これらを効果的に展開するためには、従来のような広域での連携よりも、合併による財政的基盤の強化や集約される人的資源・施設上の資源を活用し、かつ、地理的に共通する効率的な行政体制を構築することが望まれます。

(2) 社会基盤整備、行政サービスの提供と合併の必要性

大島郡4町は、住民の日常生活の面では、すでに一体化した圏域となっていますが、合併により行政区域が一体化することにより、公的サービスの提供体制の拡大が可能となります。また、効率的な社会基盤整備を進めることにより、住民生活にとって利便性が大きく向上するとともに、行政窓口や図書館など公共施設の利用の選択肢も広がるなど、住民に大きなメリットがあるものと思われます。

すでに、ごみ・し尿処理、介護、医療などは、一部事務組合により同じサービスが実施されていますが、行政体制を統合すれば、間接的経費などのコスト削減が図られる部門も生じてくるものと考えられます。

周辺に有人離島を多く有している大島郡の場合は、合併により地域全体で総合的・一体的な社会基盤整備・行政サービスを提供していくことに大きな意義があると考えられます。

(3) 地域産業の活性化と合併の必要性

第一次産業や観光産業が地域の重要な産業となっている大島郡では、地域資源を活用した産業育成を図り、自立的な社会経済基盤を築くことが必要となっています。

大島郡は豊かな自然資源、人文資源に恵まれており、さらに水産加工などの特色ある地場産品も有しています。こうした恵まれた産業資源が、合併によりひとつの自治体の中に保有され、相互に効果的な活用等が図られることにより、地域産業の自立的な活動を促進することが期待されます。

また、職員の適正配置等により、産業振興部門の組織強化が図られ、産業振興施策の一層の充実も期待されます。

昭和51年の大島大橋の開通によって、大島郡は機能的にも住民感覚の面からも本土と一体化され、大島郡がひとつになることにより、農水産業や観光における地域の特性を活かした活性化対策に関して、新たな施策展開を図ることが可能になるものと考えられます。

また、合併した場合、まちづくりに関する様々な財政支援措置が講じられ、これらを活かし社会基盤の整備等を行うことにより、産業面からみた地域ポテンシャルの向上も図られることが期待されます。

(4) 地方分権の進展から捉えた合併の必要性

地方分権の進展により、市町村に一層の権限が移譲され、市町村が自ら政策を立案し、自ら施策を展開する機会が、これまで以上に増えています。自治体の行政能力の違いが、地域の行政サービスや地域の活力に直接的に大きく影響することになります。

そのため、政策立案能力の向上や、専門的人材の育成を図り、行政体制を強化することが必要となり、地方自治体としての役割を果す上でも、合併により4町の職員が結集し、施策分野ごとに専門的な組織を構成することにより、地方分権時代にふさわしい組織を強化していくことが必要です。

また、一部事務組合などによる行政サービスについても、行政体制の統合でより一層、間接的経費などのコスト削減が図られます。独自の施策を展開するためには、財政基盤の強化は不可欠であり、合併による行財政運営の合理化・効率化を図ることが望まれます。

(5) 21世紀の社会に適応した合併の意義

環境と共生したまちづくり、高度情報化への対応、個人の価値観やライフスタイルの変化、国際化の進展（グローバリゼーション）などの時代潮流が、日常生活に深く関わっている中、こうした社会動向に適切に対応した行政の取り組みが必要となっています。一方、変化の時代に迅速に対応できなければ、都市との地域格差は一層拡大することになります。

資源循環型社会の実現、地域情報化の推進、国際化に対応した産業振興などの施策を一層推進するためには、主体的かつ効率的な運営を実現する行財政力の向上が必要になってきます。財政基盤の強化、専門的職員の育成、職員の弾力的配置、効率的な公共施設の活用などの総合的な行財政力の強化が不可欠であり、そのためには4町の合併が必要となります。

さらには、これからの中核市においては、人口規模や経済力といった量的な拡大よりも、まちの個性や魅力を磨き、文化性や快適性なども含めた「心の豊かさ」という質的な面を向上させることが特に重要になっています。そのためにも、新町の新たな地域イメージの確立と環境の一体化が望されます。

第2節 期待される合併効果

4町の合併は、これから的一体的なまちづくりに大きな効果をもたらします。以下、期待される合併効果についてまとめます。

(1) 行財政基盤の強化

- 財政規模が大きくなり、財政基盤の安定が図られる。
- 特別職や議員数の減少、職員の適正配置により人件費の削減が図られる。
- 主として間接的経費である議会費や総務費などは、経費の縮減が図られる。
- 広域的な公共事業が可能となり、計画的かつ効率的な投資ができる。
- 専門スタッフの養成が容易となり、高度化する行政サービスへの対応が図られる。
- 企画力や政策立案能力の形成など、自治体の経営能力を向上させることができる。
- 職員間の意識の向上、研修の円滑な実施などにより職員のレベルアップが図られる。

(2) 行政サービスの向上・町民負担の軽減

- 多様化、高度化する行政需要に一層対応した行政サービスの提供が可能となる。
- 高齢化が急速に進行する中、多様化する高齢者福祉施策の充実が図られる。
- 行政組織の見直しや充実により、サービスの一元化が図られる。
- 窓口サービスが多くの場所で利用可能となる。
- 地域情報化により、行政への町民参加が図られる。
- 行財政運営の効率化・合理化により生じる財源等で、町民負担の軽減が図られる。

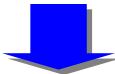
(3) 新しいまちづくりの実現

- 広域的視点から重点的、効率的な投資が可能となる。
- 公共施設の一体的かつ効率的な整備や他の施設への転換が可能となる。
- 重複投資が避けられ、従来に比べて大規模で質の高い施設整備ができる。
- 道路、公園、公共下水道など、生活基盤の整備が計画的に実施できる。
- 文化施設やスポーツ施設などの公共施設の相互利用が可能となる。
- 少子化が進む中、生活の実態に即した学区の設定が可能となる。

第3節 合併で懸念される事項と対応策

市町村合併について、一般的に指摘されているいくつかの懸念事項について、新町がどのように対応できるかを検討します。

(1) 合併しても中心部だけ良くなり、周辺部が取り残される。



4町の場合、それぞれが特色あるまちづくりを展開しているので、相互の機能を生かしたバランスのとれた合併が実現すると考えられ、このような懸念には対応できると思います。また、4町は従来から広域的な連携を行ってきており、長い年月のなかで醸成された一体感によって、地理的にも精神的にも相互に尊重し合った環境であることもメリットとなります。

新町のまちづくりでは、このような懸念が解消されるよう、ハード（道路・施設 etc）・ソフト（情報・教育 etc）両面における均衡あるまちづくりを一層推進し、長期的な視点からの“まちづくり”を検討することが必要となります。

（具体的な事例）

- 大島地域の均衡ある発展に配慮した新町建設計画を策定します。
- 新町まちづくり重点プロジェクトとして、新しいまちづくりを支える生活基盤整備（ハード面）と、新町の個性を活かした新しい取り組み（ソフト面）に挑戦することを主眼に各種プロジェクトを推進していきます。

(2) 議員数の減少によって、町民の意見が反映されにくくなる。



4町とも、これまで各地域との連携は様々な形で行われており、それらを基礎として、町民や地域の声に耳を傾けることは、新町でも変わらずに行っていくことを考えています。

さらに、合併を契機に新たな広報広聴制度の検討など一層町民の声を町政に反映させていくことも視野に入れながら、町民が主役となるまちづくりを進めることができます。

(具体的な事例)

- 議会議員の定数及び任期については、「市町村の合併の特例に関する法律」による定数に関する特例及び在任に関する特例の規定は適用せず、新町設置の日から50日以内に選挙を実施することを確認しましたが、新町の議員定数は現在の56名から新町では26名になります。町民や地域の声に耳を傾けることは、新町でも変わらずに行っていくことで、新しいまちづくりに住民の意見を反映することができます。
- 新町において、これまで各町が実施してきた広報広聴制度を基礎に、新たな広報広聴制度の検討をするなど、町民の声を一層町政に反映させていきます。

(3) 役場の位置は一つに定める必要があることから、遠く不便になる。



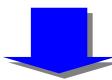
合併後も、それまでの役場は、地域の総合支所として使われ、窓口サービスは今までと変わりなく受けることができます。また、将来的には情報通信基盤を整備することで、コンピューターなどによる申請や証明書等を発行するシステムを導入することや郵便局窓口でワンストップサービスを受けるなど、地理的な距離という問題が解消されることになると考えられます。

さらに、現在の4町の役場を結ぶ幹線道路がおおむね整備されていることから、実際に本庁に行かなければならぬ場合においても、従来と比較して時間的な短縮が可能となっています。

(具体的な事例)

- 今の各町役場は、合併後も地域の総合支所として使われ、通常の窓口サービスは低下することなく受けられます。組織、機構も、町民の声を適正に反映できる形態をめざし、日常的な業務や維持管理業務、地域支援業務等の機能をそのまま残します。
- 総合支所から遠く、出張所からも離れている地域で郵便局がある地域には、役場の窓口サービスの一部を委託することができ、住民票や印鑑証明などが発行できるシステムの導入を検討します。
- 情報通信基盤整備を進めることにより、電子申請や証明書等を発行するシステムを導入することができ、地理的な距離は問題にならなくなると考えられます。
- 本庁と総合支所などを連絡する公共交通機関の整備も検討していきます。

(4) 職員数が削減されることにより、行政サービスの低下につながる。



平成 14 年度における 4 町の一般職員数は、合計 328 人です。合併によって、中長期的には適正な規模に削減していくため、このような懸念が生じると考えますが、削減は各種施策の展開や職員構成のバランス等を勘案しながら計画的に行います。

一方、合併により、管理部門などは直接的に職員数の削減が可能となります。行政サービスの向上や合併後のまちづくり推進のために増員が必要となる部門もあり、適正な職員配置等を行うことになります。また、専門スタッフの養成・研修や確保も容易となり、高度化・多様化する町民ニーズへの対応をより一層図ることが可能です。

今後は、町民と行政の適切な役割分担による“協働のまちづくり”をめざしており、行政の役割もその実現に向けて変革していくことが求められると考えています。

(具体的な事例)

- 今の各町役場から職員数が急激に減少することを避け、住民サービスが低下しないように適正な職員配置をめざしています。また、専門スタッフの養成・研修などを行い、地域課題、プロジェクトに取り組みます。
- 各総合支所には、住民の日常的な用務に対応可能な総合窓口部門と住民から要望の多い町道等の維持管理業務や地域コミュニティ、地域イベント支援等も含めた日常的な用務に対応可能な分庁分散型組織をめざします。

第2章 地域の現状と課題

第1節 地域の概況

(1) 区域・位置・沿革

①大島郡4町の面積

総面積は4町合計で138.05km²となっていますが、そのうち、森林・原野・湖沼面積を除いた可住地面積は、総面積の半分弱程度となっています。

可住地面積人口密度をみると、人口が最も少ない久賀町で人口密度が最も高くなっています。1km²あたり420人弱となっています。

なお、4町合計の面積は、県の総面積6110.45km²の約2.3%を占めており、現在の市町村の面積規模で見ると、全国800番目程度となっています。

図表1：面積の状況

町名	人口	総面積	人口密度			
			うち可住地面積	総面積に占める可住地面積比率	総面積人口密度	可住地面積人口密度
久賀町	4,483人	23.12 km ²	10.69 km ²	46.2%	193.9人／km ²	419.4人／km ²
大島町	7,373人	47.29 km ²	20.61 km ²	43.6%	155.9人／km ²	357.7人／km ²
東和町	5,255人	38.79 km ²	19.67 km ²	50.7%	135.4人／km ²	267.2人／km ²
橘町	5,902人	28.85 km ²	15.40 km ²	53.4%	204.5人／km ²	383.2人／km ²
4町合計	23,013人	138.05 km ²	66.37 km ²	48.1%	166.7人／km ²	346.7人／km ²

(資料：人口は「国勢調査」(平成12年)。総面積は建設省国土地理院「全国都道府県市町別面積調査」(平成12年10月1日))

※可住地面積は、総面積から、森林・原野・湖沼の面積を除いたもの。森林・原野面積は「世界農林業センサス2000年」、湖沼面積は国土地理院調べ。

②大島郡4町の沿革

わが国の市町村合併は、近代的地方自治制度の導入のために行われた「明治の大合併」（明治21年～22年）と、地方自治の強化を図るために行われた「昭和の大合併」（昭和28年～36年）と言われる大きな転機を経験しています。

大島郡4町は、それぞれ次のような沿革を経て、現在に至っています。

図表2：各町の沿革

町名	内 容	
久賀町	明治37年1月	: 久賀村は県下230市町村の内10番目の町として町制を施行し「久賀町」と改称
	昭和31年4月	: 大島町の椋野を編入
大島町	明治22年4月	: 町村制実施により、志佐村、笠佐島、小松開作村、小松村の4カ村が合併し、「小松志佐村」と改称
	大正5年6月	: 小松志佐村は町制を施行し「小松町」と改称
	昭和27年9月	: 小松町と屋代村が合併し「大島町」となる
	昭和30年1月	: 沖浦村と蒲野村の2村が大島町と合併し「大島町」となる
東和町	昭和31年4月	: 椋野が久賀町に編入。秋が橋町に編入
	明治22年4月	: 町村制実施により、油田・和田・森野・家室西方村の4カ村となる
	昭和16年11月	: 家室西方村を「白木村」に改称
橋町	昭和30年4月	: 4カ村が合併し「東和町」となる
	明治22年4月	: 町村制実施により、安下庄村、日良居村となる
	大正4年11月	: 安下庄村は町制を施行し「安下庄町」と改称
	昭和30年4月	: 安下庄町と日良居村が合併し「橋町」となる
	昭和31年4月	: 大島町の秋を編入

(2) 社会的条件

①人口構造

1) 総人口

大島郡4町合計の総人口は、平成12（2000）年の国勢調査によると23,013人となり、昭和45年から14,618人（38.8%）、昭和55年からは9,008人（28.1%）減少しています。

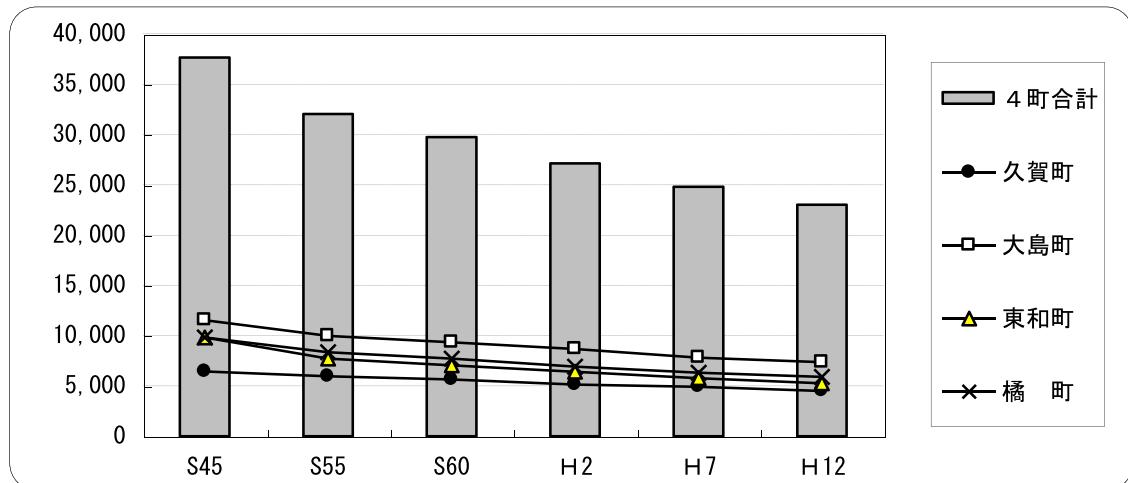
また、各町の総合計画に記載された人口目標をみると、今後も人口減少傾向が続くと見通しています。

図表3： 大島郡4町の人口の推移（単位：人）

町名	昭和45年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	減少率 (S55→H12)
久賀町	6,424	5,963	5,653	5,144	4,916	4,483	▲24.8%
大島町	11,545	9,981	9,330	8,661	7,807	7,373	▲26.1%
東和町	9,830	7,711	7,048	6,399	5,775	5,255	▲31.9%
橘町	9,832	8,366	7,718	6,915	6,297	5,902	▲29.5%
4町合計	37,631	32,021	29,749	27,119	24,795	23,013	▲28.1%

（資料：国勢調査）

図表4： 大島郡4町の人口の推移（単位：人）



図表5：（参考）各町総合計画に記載された人口見通し（単位：人）

町名	平成17年	平成22年	平成24年
久賀町			4,300
大島町		7,000	
東和町	5,300		
橘町	5,500		

2) 世帯数

大島郡4町合計の世帯数は、平成12（2000）年国勢調査によると10,217世帯となり、昭和55年から1,613世帯（13.6%）減少しています。

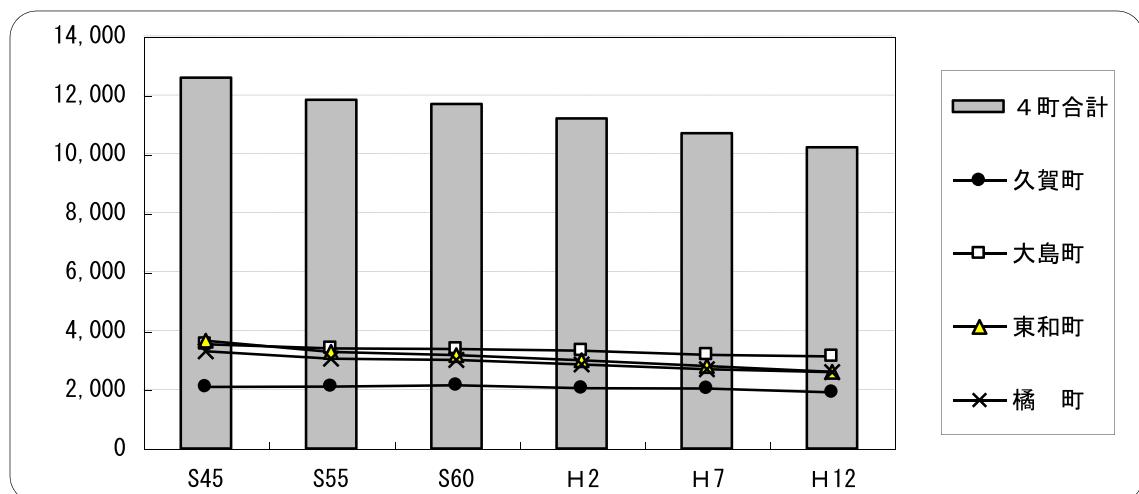
一世帯当たり人員は平成12年に4町合計で2.25人となるなど、4町ともに減少傾向にあり、核家族化・少子化が進行しています。

図表6：世帯数の推移（単位：世帯）

町名	昭和45年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	減少率 (S55→H12)
久賀町	2,088	2,099	2,144	2,042	2,033	1,901	▲9.4%
大島町	3,541	3,401	3,377	3,315	3,179	3,124	▲8.1%
東和町	3,655	3,278	3,163	2,989	2,797	2,598	▲20.7%
橘町	3,301	3,052	3,003	2,856	2,692	2,594	▲15.0%
4町合計	12,585	11,830	11,687	11,202	10,701	10,217	▲13.6%

（資料：国勢調査）

図表7：世帯数の推移（単位：世帯）



3) 人口移動

平成 12 年の大島郡 4 町の昼間人口は 22,826 人、夜間人口は 23,013 人と、夜間人口が 187 人上回っています。

昼間人口の 22,826 人のうち、町外に常住している人数は 2,426 人と、昼間人口全体の 10.6% を占めていますが、県全体の 13.3% と比較すると若干低い水準となり、大島郡 4 町内での通勤・通学者が比較的多いことがわかります。

図表8： 通勤・通学による人口移動（単位：人）

区分	久賀町		大島町		東和町		橋町		合計	
	昭和 55年	平成 12年								
常住地による人口										
総数 (夜間人口)	5,963	4,483	9,981	7,373	7,711	5,255	8,366	5,902	32,021	23,013
従業も通学も していない	1,697	1,747	2,978	3,220	2,400	2,436	2,882	2,732	9,957	10,135
自宅で従業	1,665	806	2,527	1,114	2,884	1,179	2,404	1,009	9,480	4,108
自宅外の自町で 従業・通学	2,196	1,287	2,995	1,911	1,994	1,318	2,597	1,609	9,782	6,125
県内他市町村で 従業・通学	362	611	1,328	1,050	395	307	432	532	2,517	2,500
他県で従業・ 通学	36	27	135	69	29	7	40	10	240	113
従業地・通学地による人口										
総数 (昼間人口)	6,257	4,472	8,901	7,264	7,447	5,232	8,343	5,858	30,948	22,826
うち県内他市町 村に常住	680	621	371	964	148	282	444	490	1,643	2,357
うち他県に常住	12	6	12	46	12	9	5	8	41	69

(資料：国勢調査)

②産業構造

1) 産業別就業者比率

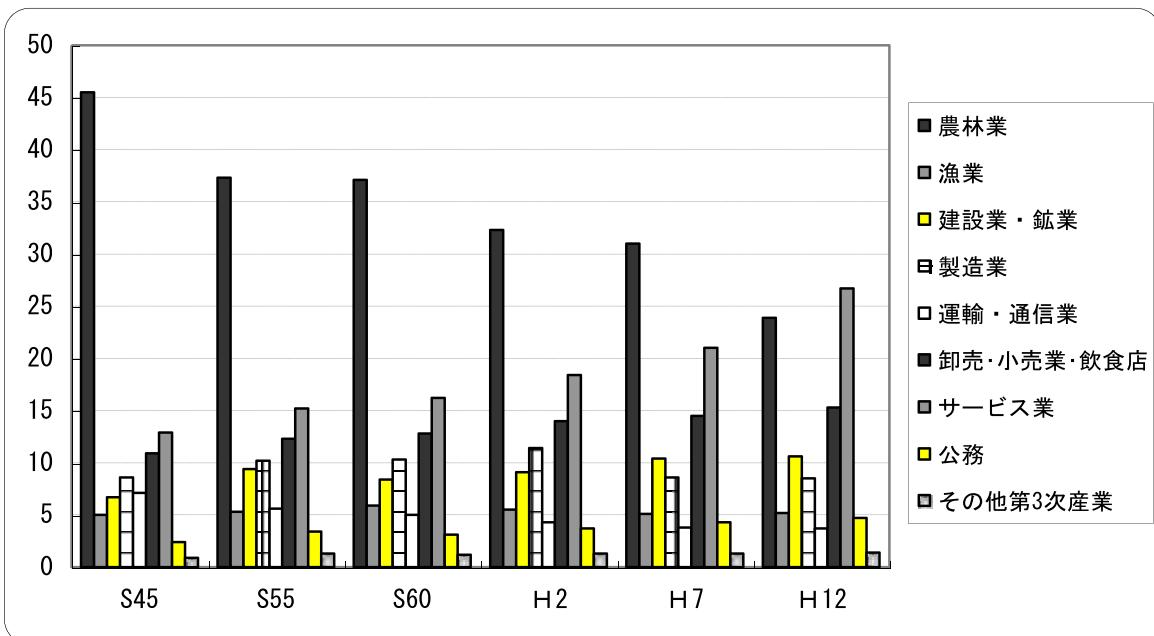
大島郡4町の産業構造は、昭和45年と平成12年の国勢調査で見てみると、農林業が45.5%から23.9%へ21.6ポイントの減少となっています。一方、サービス業では12.9%から26.7%へ13.8ポイントと2倍を超えており、30年間における産業構造の変化が顕著に表れています。

図表9： 産業別就業者比率（単位：%）

区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業				
	農林業	漁業	建設業・鉱業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	サービス業	公務	その他第3次産業
昭和45年	45.5	5.0	6.7	8.6	7.1	10.9	12.9	2.4	0.9
昭和55年	37.3	5.3	9.4	10.2	5.6	12.3	15.2	3.4	1.3
昭和60年	37.1	5.9	8.4	10.3	5.0	12.8	16.2	3.1	1.2
平成2年	32.3	5.5	9.1	11.4	4.3	14.0	18.4	3.7	1.3
平成7年	31.0	5.1	10.4	8.6	3.8	14.5	21.0	4.3	1.3
平成12年	23.9	5.2	10.6	8.5	3.7	15.3	26.7	4.7	1.4

(資料：国勢調査)

図表10： 産業別就業者比率（単位：%）



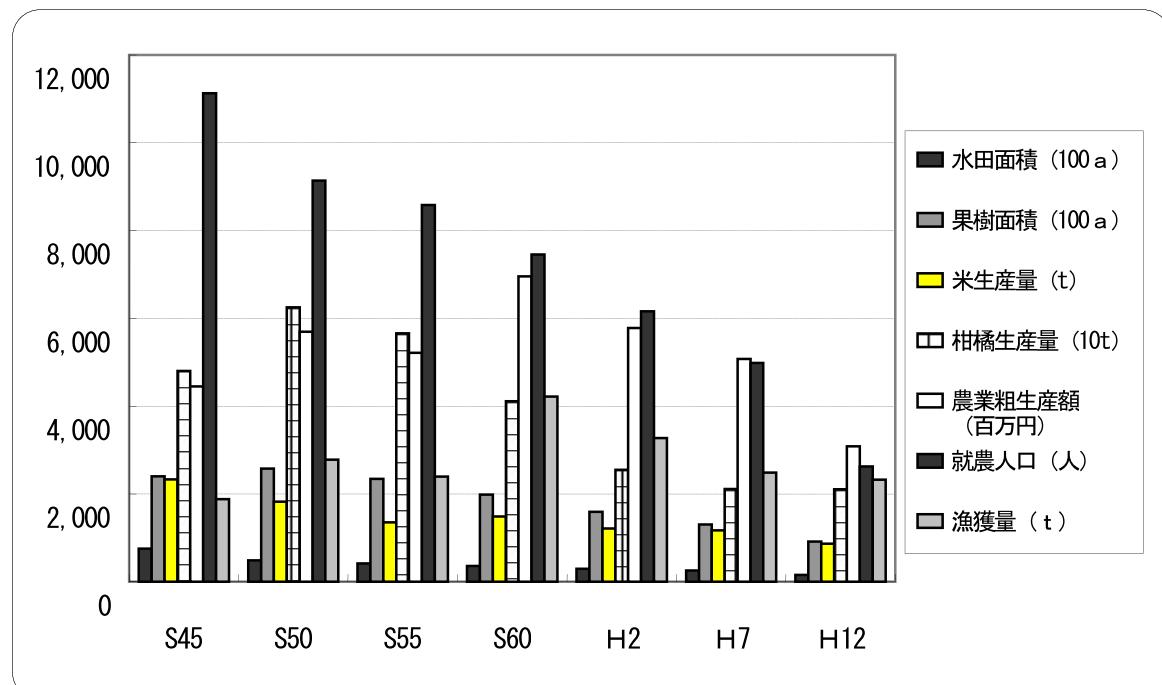
農業・水産業の推移をみると、農業粗生産額は昭和 60 年の 69.5 億円をピークに下降傾向にあり、平成 12 年では 30.8 億円と、ピークの半分以下となっています。昭和 55 年から平成 7 年の就農人口は、5 年ごとに約 1,200 人の減少し続け、特に近年、平成 7 年から平成 12 年にかけては約 2,400 人の大幅な減少がみられます。

図表11： 大島郡の農業・水産業の推移

区分	水田面積 (a)	果樹面積 (a)	米生産量 (t)	柑橘生産量 (t)	農業粗生産額 (百万円)	就農人口 (人)	漁獲量 (t)
昭和 45 年	75,509	239,656	2,329	48,010	4,448	11,126	1,882
昭和 50 年	48,490	257,885	1,821	62,500	5,695	9,134	2,777
昭和 55 年	41,539	234,295	1,354	56,600	5,216	8,577	2,391
昭和 60 年	35,739	198,254	1,484	41,100	6,952	7,456	4,214
平成 2 年	29,847	159,277	1,209	25,500	5,780	6,155	3,275
平成 7 年	25,232	130,231	1,168	21,140	5,073	4,980	2,487
平成 12 年	15,309	91,468	869	21,030	3,080	2,622	2,320

(資料：農業センサス・県農林水産統計年報)

図表12： 大島郡の農業・水産業の推移



2) 市町村内総生産

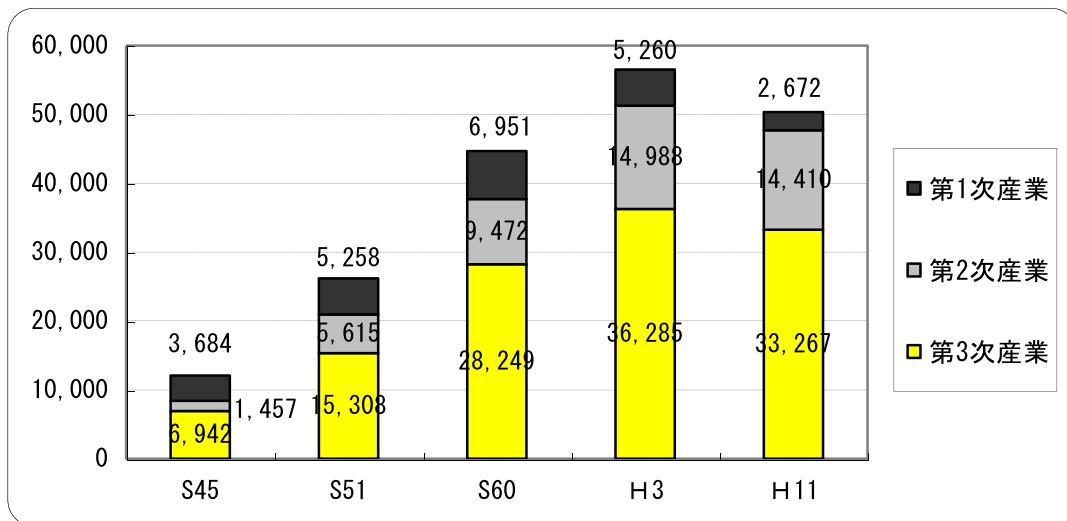
市町村内総生産の状況をみると、バブル最盛期である平成3年に大きく伸びていますが、平成11年には、全体的に減少傾向にあります。

生産額比率を見ると、第1次産業が昭和60年の14.8%から平成11年の5.3%へと9.5ポイント減少しています。

図表13：市町村内総生産（市町村民経済計算）（単位：百万円、%）

区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
	生産額	比率	生産額	比率	生産額	比率	
昭和45年	3,684	30.5	1,457	12.1	6,942	57.4	12,084
昭和51年	5,258	20.1	5,615	21.4	15,308	58.5	26,181
昭和60年	6,951	14.8	9,472	21.2	28,249	63.2	44,672
平成3年	5,260	9.3	14,988	26.5	36,285	64.1	56,533
平成11年	2,672	5.3	14,410	28.6	33,267	66.1	50,349

図表14：市町村内総生産（市町村民経済計算）（単位：百万円）



※産業別の総生産の合計は控除等の要因のため市町村内総生産に値とは若干異なる。

※市町村内総生産：市町村内に所在する生産主体によって、生産活動の結果生み出された付加価値の総計で、市町村内産出総額（生産額）から中間投入（原材料・燃料などの物的経費）を控除したものをいう。

図表15：参考資料：大島郡4町の町民所得比較（単位：百万円）

町名	昭和45年 町民所得	平成11年 町民所得	平成14年 年金支給総額
久賀町	2,387	10,092	1,906
大島町	4,387	15,258	3,920
東和町	2,489	10,243	2,781
橘町	2,673	11,940	2,689
合計	11,936	47,533	11,296

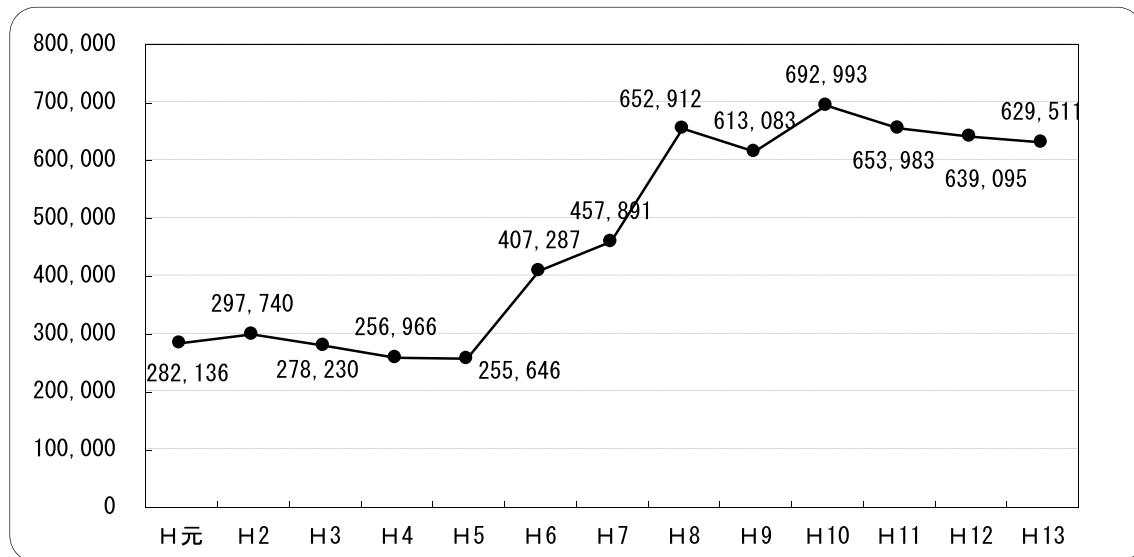
(資料：山口県統計年鑑、平成14年社会保険庁各町報告書類)

3) 観光・交流人口

大島郡全体の観光入込動向をみると、各町の施設整備の完成並びに平成8年6月の大島大橋無料化により、急激な伸びが見られました。

しかし、平成10年をピークに、近年は横ばい、もしくは若干の減少傾向で推移しています。

図表16： 大島郡の観光入込数（単位：人）



◇各町の総合計画（基本構想）に見る交流人口の考え方

(久賀町)

これまでの推移から判断して、本町の定住人口の減少と高齢化の進展をくい止めるることは、かなり困難であると思われる。しかし、このような状況の中にあるながら、近年の高速交通体系整備と自由時間の増大による地域間の交流の活発化、情報メディアの発展による新しいタイプの交流の増大、国民の生活様式や意識の多様化による新たな価値観の形成などを要因とした交流人口の増加を地域振興の指標のひとつとしてとらえる必要があり、これを実現している自治体も現れてきている。

本町でも、人口減少を止むを得ない状況と捉え、交流人口の増加を目指しており、①一般的観光客、②狭義の交流人口（地域を訪れて地域の人々と接触がある人）、③先端的交流人口（②のうち積極的にマルチハビテーション[多拠点居住]や交流を行い、それがその人のライフスタイルや価値観に強い影響を与えていたりする人）、④広義の交流人口（観光リピーターや直接地域を訪問しないが、地元に関心と何らかの影響を持つ人）から構成される交流人口をテコとした、地域振興のあり方が重要な課題となる。

(大島町)

大島大橋の架設で広域的な交通条件が一躍的に向上したことによる通勤可能な周辺都市のベッドタウン化と、恵まれた自然環境を背景にした交流人口の増加による観光タウン化を期待しながら、高齢化対策・福祉対策に力を注ぎ、活力ある町づくりを目指して各種施策を進めてきました。

今後も、生活インフラの整備と保健・医療・福祉の連携とされたサービスによる安心・安全で住みたくなるまちづくり対策を展開するとともに恵まれた自然環境や歴史・文化資源の有効活用に努め、自然と調和のとれた自然体のまちとしての構造形成を図ります。

(東和町)

交通利便性の向上や自由時間の増大により、人々の活動範囲が広域化し、地域間の人の「交流」は今後ますます増加することが予想される。このような「交流」の活発化は、人的効果、広報効果、経済効果を通じ、地域の活性化に寄与するものと思われる。したがって、「交流人口」を人口の目標のひとつとしてとらえ、本町の活性化を図っていくものとする。

本町においては、観光レクリエーション振興、交流活動の充実により、目標年度までに交流人口の倍増を図る。

(橋町)

平成8年3月に策定した前期基本計画では、構想期間中に交流人口の倍増をめざすとしている。本町への観光入込客数をみると、平成7年の90,314人から平成11年に158,472人となっており、約75%の増加がみられる。これは、平成7年の竜崎温泉の整備、平成8年の大島大橋の無料化が主因となったものであるが、景気低迷の長期化とともに、今後は既存の交流施設を活用した活動内容の確立・提示が交流活性化の柱となることから、引き続き増加は見込まれるもの、増加率は鈍化することも考えられる。

このことから、目標年次（平成17年度）における交流人口は、前期基本計画で設定した平成7年の数値の倍増（約18万人）とするが、その中で交流の「質」に着目し、宿泊客やくり返し訪れる客の倍増をめざす。

③ 生活環境基盤整備

1) 環境衛生関連施設

上水道は、大島郡全域で平成12年度から柳井地域広域水道が給水を開始しています。

下水道整備は各町により違いがあり、地域によって施設整備を行っているところがあります。また、ごみ処理・し尿処理については、一部事務組合等が対応しています。

図表17： 水道の整備状況（平成13年3月31日現在）（単位：か所、人、km³ %）

町名	総数			上水道			簡易水道			専用水道		3) 普及率
	1) 箇所数	1) 給水人口	2) 年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	1) 箇所数	1) 給水人口	
久賀町	4	3,996	489	—	—	—	4	3,996	489	—	—	91.0
大島町	7	6,137	743	—	—	—	6	5,730	743	1	407	84.8
東和町	2	4,676	625	—	—	—	2	4,676	625	—	—	89.9
橋町	4	5,319	424	—	—	—	4	5,319	424	—	—	90.7

※1) 自己水源以外のものを含まない。2) 専用水道を含まない。3) 普及率=給水人口／推計人口×100

(資料：県生活衛生課)

図表18： 公共下水道の整備状況（平成14年3月31日現在）（単位：人、ha、%）

町名	行政人口A	市街地		事業認可面積	管渠整備区域		処理区域		普及率B/A×100
		人口	面積		人口	面積	人口B	面積	
久賀町									
大島町									
東和町	5,375	—	—	84	1,050	84	960	84	780
橋町	5,895	—	—	49	527	12	—	—	—

(資料：県都市計画課)

※1) 行政人口は、平成13年3月末の住民基本台帳の数値である。総数は県全体の人口であり、実施市町村の計とは一致しない。

※2) 市街地は、平成12年国勢調査による人口集中地区の数値である。

図表19： 廃棄物処理事業状況（平成12年）（単位：人、t、kl）

町名	ごみ処理					し尿処理					
	1) 総人口	2) 4) 計画 収集人口			3) 自家 処理量	1) 総人口	5) 4) 計画 収集人口			5) 収集量	3) 自家 処理量
		収集量	焼却	埋立			4) 計画 収集人口	し尿処理施設			
久賀町	4,584	4,555	1,388	1,008	368	1	4,584	4,127	3,073	3,073	234
大島町	7,599	7,585	1,922	1,544	318	4	7,599	6,388	4,441	4,441	619
東和町	5,472	5,472	1,858	1,202	552	—	5,472	4,917	3,960	3,960	—
橋町	6,028	6,028	1,724	1,302	353	55	6,028	5,971	4,129	4,129	29

※1) 10月1日現在。2) 直接搬入分を含む。3) 推計による。4) 処理槽人口を含む。5) 処理槽汚泥を含む。(資料：県廃棄物・リサイクル対策課)

2) 医療施設

医療施設は、各町に病院、診療所が立地しています。

図表20： 医療施設数(平成12年10月1日現在) (単位：か所、床)

町名	病院		一般	歯科
	施設数	病床数	診療所	診療所
久賀町	1	43	4	2
大島町	1	99	4	4
東和町	1	131	4	1
橋町	2	176	4	3
4町合計	5	449	16	10

(資料：県健康福祉部「保健統計年報」)

3) 福祉施設

老人保健福祉施設は、大島郡では各町に分散して偏りなく施設が整備されています。

保育所は公立5施設、私立12施設が設置され、4町合わせて364人の幼児を受け入れる体制が整っています。

図表21： 老人保健福祉施設(平成14年5月1日現在) (単位：か所、人)

種類	町	施設数	定員
介護老人保健施設	大島町	1	50
	橋町	1	50
養護老人ホーム	橋町	1	50
特別養護老人ホーム	久賀町	1	50
	大島町	1	50
	東和町	1	83
	橋町	1	50
軽費老人ホーム	久賀町	1	50
老人福祉センター	大島町	1	—
	東和町	1	—
デイサービスセンター	久賀町	1	—
	東和町	3	—
在宅介護支援センター	久賀町	2	—
	大島町	1	—
	東和町	1	—
	橋町	1	—
痴呆性老人グループホーム	久賀町	1	9
高齢者生活福祉センター	東和町	1	—
	橋町	1	—
訪問看護ステーション	大島町	1	—
	橋町	1	—

(資料：県資料等)

図表22： 児童福祉施設（単位：か所、人）

施設種類	町	施設数	定員
児童養護施設	東和町	1	40
児童館	久賀町	1	—

(資料：県資料)

※保育所を除く

図表23： 保育所の状況（平成13年10月1日現在）（単位：か所、人）

町名	施設数		入所人員	
	公立	私立	公立	私立
久賀町	2	1	54	50
大島町	1	3	25	118
東和町	1	5	11	100
橘町	1	3	33	96
4町合計	5	12	123	364

(資料：県資料)

4) 高齢者を取り巻く生活環境

平成12年4月から介護保険制度が施行され、社会全体で介護を必要とする高齢者を支えて行く仕組みがつくられました。大島郡内の高齢化率を見ると43%を超える、今後も増加するものと思われます。

平成13年4月からは周防大島広域連合が設置され、介護保険が一元化されました。大島郡内高齢者の76.4%が在宅介護サービスを希望しています。しかし、要支援・要介護認定者のうち、67.2%が介護者いるとしながらも、内訳では子供・孫33.7%、配偶者27.7%とほとんどを占めており、介護者の高齢・病弱、仕事子育てで十分介護できない状況もあります。

図表24： 大島郡内で高齢者が多い世帯の推移（単位：世帯、%）

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
一般世帯数	11,669	100.0	11,180	100.0	10,682	100.0	10,186	100.0
高齢者のいる世帯	6,158	52.8	6,533	58.4	6,734	63.0	6,613	64.9
高齢者単独世帯	1,995	17.1	2,201	19.7	2,361	22.1	2,469	24.2
高齢者夫婦世帯	1,898	16.3	2,146	19.2	2,228	20.9	2,325	22.8
高齢者同居世帯	2,265	19.4	2,186	19.6	2,145	20.1	1,819	17.9

図表25： 大島郡の住宅・施設サービス受給者比の推移（単位：%）

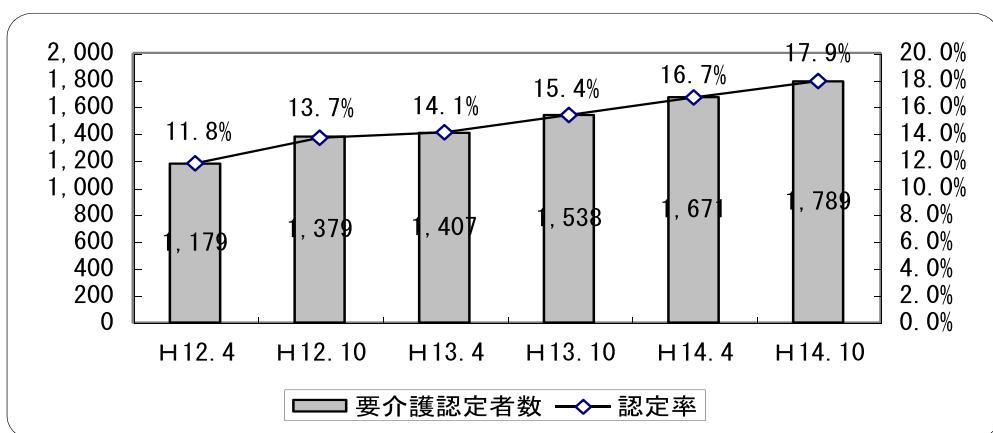
区分	平成12年		平成13年		平成14年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
住宅サービス受給者	59.9	59.1	60.5	62.8	65.4	67.7
施設サービス受給者	40.1	40.9	39.5	37.2	34.6	32.3

図表26： 大島郡の要介護認定及び要介護認定率の推移（単位：人、%）

区分	平成12年		平成13年		平成14年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
要介護認定者数	1,179	1,379	1,407	1,538	1,671	1,789
第1号被保険者数	10,022	10,038	10,005	9,977	9,998	9,982
認定率	11.8	13.7	14.1	15.4	16.7	17.9

(資料：図表24～26 周防大島広域連合)

図表27： 要介護認定者数と要介護認定率（単位：人、%）



5) 学校教育、社会教育、文化・スポーツ関連施設

大島郡内には、小学校 14 校、中学校 9 校、高等学校 3 校、看護専門学校 1 校、国立高等専門学校 1 校があります。

図表28：町別学校数、児童・生徒数及び教員数（単位：人）

区分		小学校	中学校	高等学校	専門学校	国立高等専門学校
久賀町	学校数	2	1	1	-	-
	児童・生徒数	168	105	204	-	-
	教員数	19	13	30	-	-
大島町	学校数	4	3	1	1	1
	児童・生徒数	223	144	79	102	634
	教員数	34	38	14	12	56
東和町	学校数	5	3	0	-	-
	児童・生徒数	173	104	0	-	-
	教員数	38	33	0	-	-
橘町	学校数	3	2	1	-	-
	児童・生徒数	219	103	202	-	-
	教員数	24	24	29	-	-
4町合計	学校数	14	9	3	1	1
	児童・生徒数	783	456	485	102	634
	教員数	115	108	73	12	56

(資料：平成 14 年度教育統計調査結果報告書)

図表29：社会教育及び文化・スポーツ関連施設の整備状況（単位：か所、冊、人）

町名	図書館			町民会館・公会堂		博物館・美術館等		体育館		陸上競技場・野球場	
	施設数	蔵書総数	住民1人あたり蔵書数	施設数	収容定数	施設数	利用人員	施設数	床面積(m ²)	施設数	敷地面積(m ²)
久賀町	1	47,478	10.86	1	300	1	3,478	1	1,213	2	28,907
大島町	1	27,193	3.80	1	358	2	5,652	1	1,102	1	8,885
東和町	1	36,568	7.09	1	1,120	0	0	1	3,477	1	21,960
橘町	1	44,977	7.79	1	620	0	0	1	487	1	10,350
4町合計	4	156,216	6.95	4	2,398	3	9,309	4	6,279	5	70,102

(資料：県「平成 13 年度市町村公共施設概要」等)

④ 行財政

1) 決算規模の推移

歳入（普通会計）の推移を見ると、4町の間では、際だって大きな差は見られません。経年的な変化としては、全般に横ばい傾向となっています。

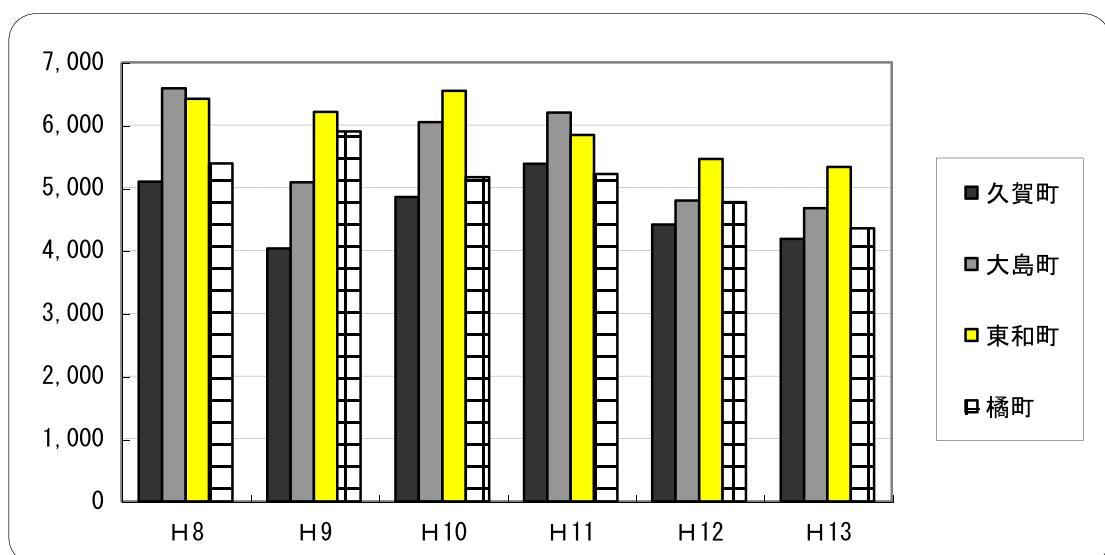
歳出（普通会計）について、人口一人当たりの歳出額をみると、久賀町と東和町の額が多くなっていますが、平成8年から横ばい、13年には総じて減少しています。

図表30：歳入（普通会計）の推移（単位：千円）

町名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
久賀町	5,097,857	4,032,450	4,853,179	5,384,654	4,414,356	4,184,328
大島町	6,587,041	5,090,134	6,044,403	6,201,899	4,798,962	4,675,326
東和町	6,420,653	6,211,787	6,545,038	5,843,386	5,460,843	5,334,883
橋町	5,388,498	5,897,276	5,169,129	5,222,554	4,773,884	4,356,414

(資料：市町村財政関係指標)

図表31：歳入（普通会計）の推移（単位：百万円）



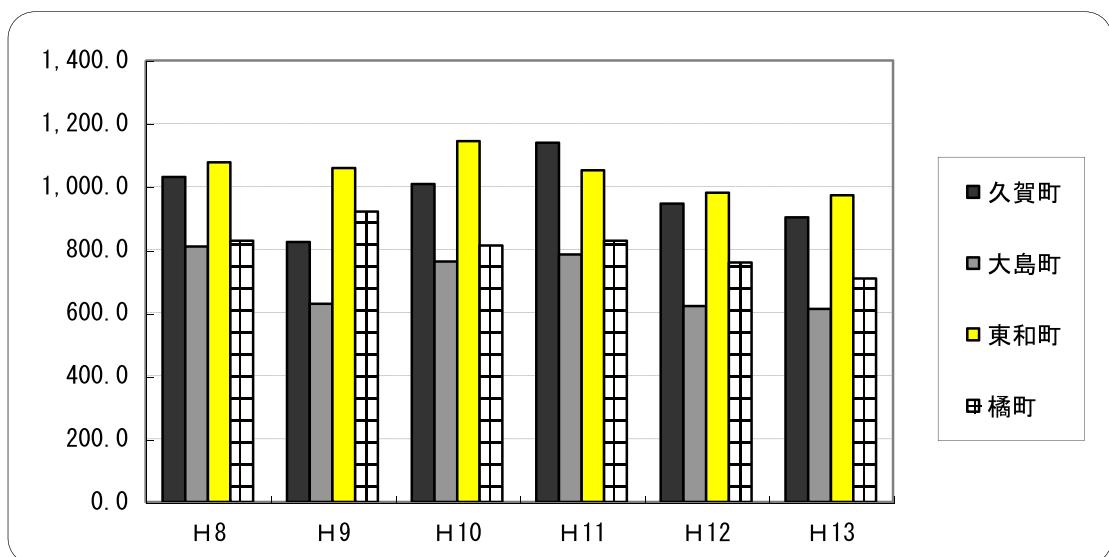
図表32： 人口一人当たりの歳出額（単位：千円）

町名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
久賀町	1,030.5	824.1	1,007.8	1,139.4	946.1	903.0
大島町	810.4	628.4	762.2	784.8	621.8	612.5
東和町	1,077.4	1,059.2	1,144.6	1,051.9	980.6	972.8
橘町	828.4	921.3	813.2	828.9	758.9	708.9

※当該年度の3月31日現在の住民基本台帳人口により算出

(資料：市町村財政関係指標)

図表33： 人口一人当たりの歳出額（単位：千円）



2) 自主財源比率 (自主財源／歳入総額)

自主財源比率とは、歳入総額に占める自主財源（市町村が自主的に収入し得る財源で、地方税、使用料、手数料、財産収入、繰入金等をいう）の割合で、この比率が高いほど財政運営の自主性・安定性が高いと言えます。

平成 11 年度は、大島町が庁舎の建設に伴う基金の取崩しによる多額の繰入金が発生したことにより、30%強と前年度に比べ高くなっていますが、他の 3 町は 10%台にとどまっています。

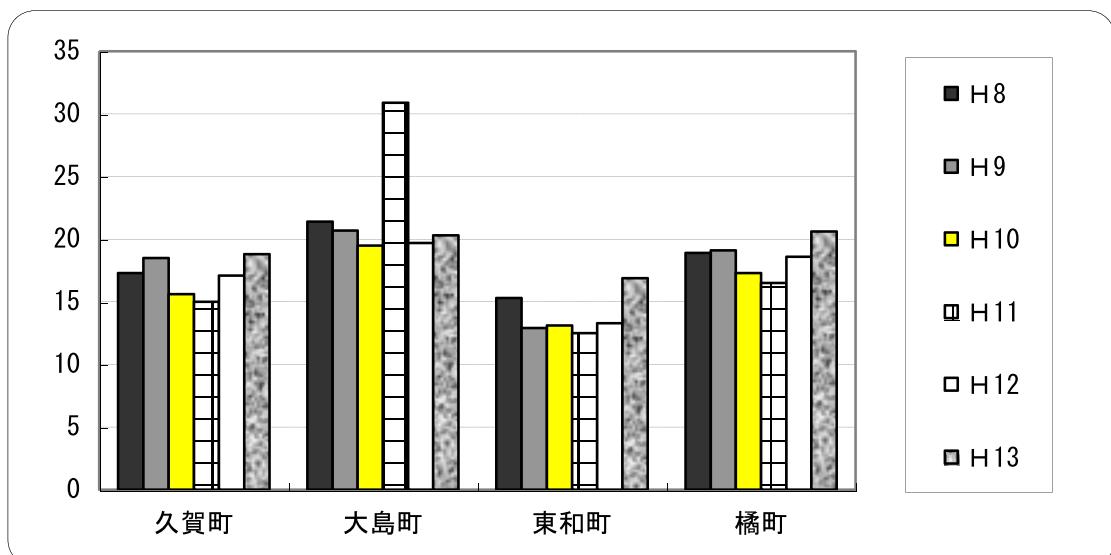
なお、平成 13 年度の県内町村の平均は、27.7%となっています。

図表34： 自主財源比率（単位：%）

町名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
久賀町	17.3	18.5	15.6	15.0	17.1	18.8
大島町	21.4	20.7	19.5	30.9	19.7	20.3
東和町	15.3	12.9	13.1	12.5	13.3	16.9
橘町	18.9	19.1	17.3	16.5	18.6	20.6

(資料：市町村財政関係指標)

図表35： 自主財源比率（単位：%）



3) 経常収支比率 (経常経費充当一般財源の額／経常一般財源総額)

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標です。一般的には、町村では70%が妥当とされており、75%を超えると弾力性を失いつつあると考えられます。4町とも90%程度の高い水準にあり、年々比率が高まっています。

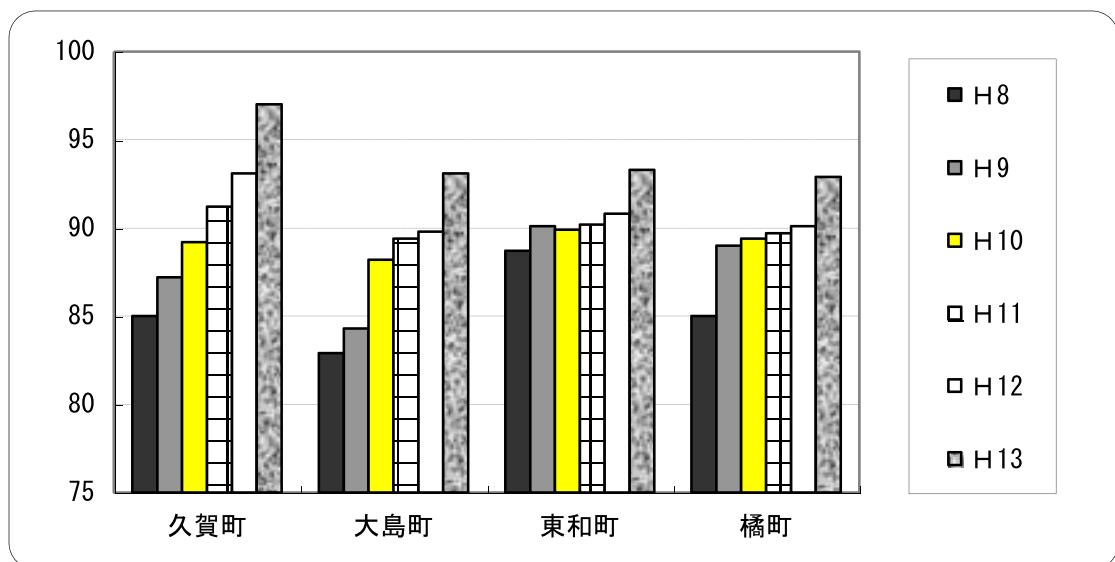
平成13年度の県内町村の平均は、90.7%となっています。

図表36： 経常収支比率（単位：%）

町名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
久賀町	85.0	87.2	89.2	91.2	93.1	97.0
大島町	82.9	84.3	88.2	89.4	89.8	93.1
東和町	88.7	90.1	89.9	90.2	90.8	93.3
橘町	85.0	89.0	89.4	89.7	90.1	92.9

(資料：市町村財政関係指標)

図表37： 経常収支比率（単位：%）



4) 財政力指数（基準財政収入額／基準財政需要額）

財政力指数とは、市町村の財政力の強弱を示す指標で、想定される必要な行政需要に対し、想定される収入がどの程度かを表しています。数値が大きくなるほど財政力は強いということになり、財政力指数が1を超えると、地方交付税の不交付団体となります。

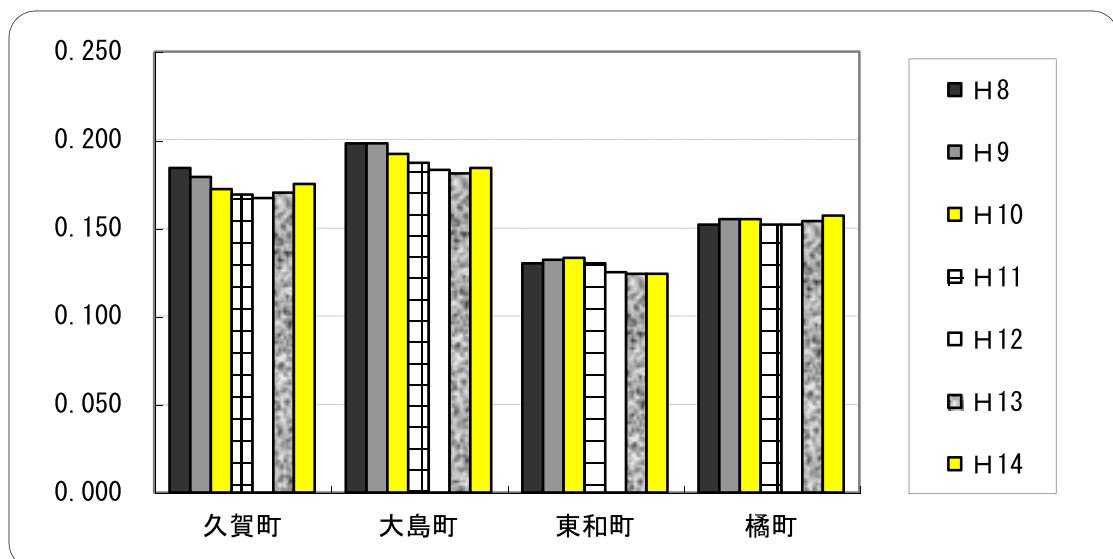
4町は0.1台の低い数値となっており、ここ数年は横ばいまたは微減傾向にあります。なお、平成13年度の県内町村の平均は、0.268となっています。

図表38：財政力指数

町名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
久賀町	0.184	0.179	0.172	0.169	0.167	0.170	0.175
大島町	0.198	0.198	0.192	0.187	0.183	0.181	0.184
東和町	0.130	0.132	0.133	0.130	0.125	0.124	0.124
橘町	0.152	0.155	0.155	0.152	0.152	0.154	0.157

(資料：市町村財政関係指標)

図表39：財政力指数



5) 公債費負担比率 (公債費充当一般財源／一般財源総額)

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされていますが、平成12年度は4町とも危険ラインの20%を超えていました。

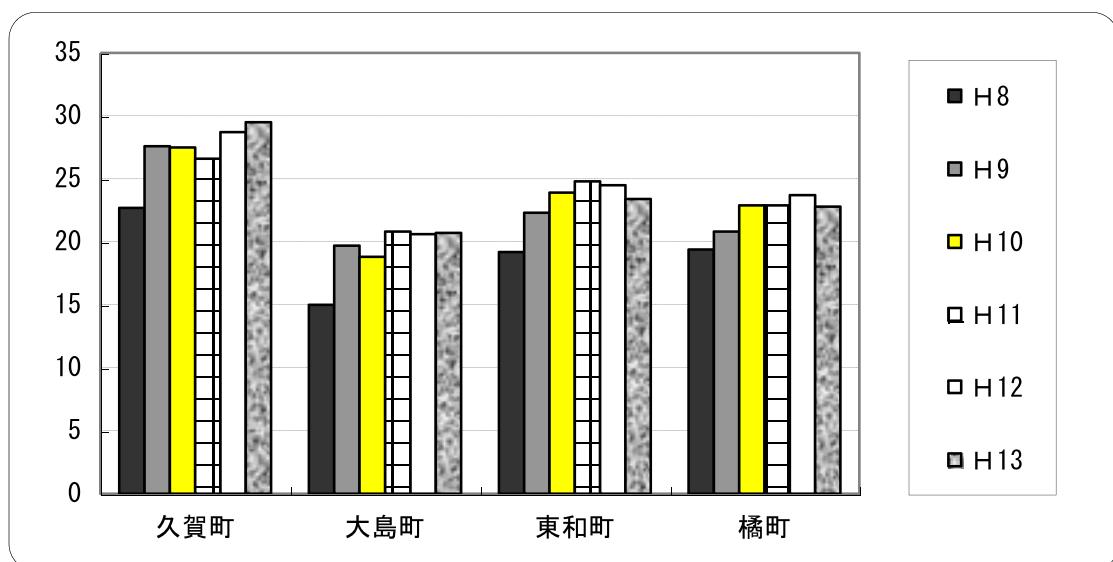
平成13年度の県内町村の平均は、20.2%となっています。

図表40： 公債費負担比率（単位：%）

町名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
久賀町	22.7	27.6	27.5	26.6	28.7	29.5
大島町	15.0	19.7	18.8	20.8	20.6	20.7
東和町	19.2	22.3	23.9	24.8	24.5	23.4
橋町	19.4	20.8	22.9	22.9	23.7	22.8

(資料：市町村財政関係指標)

図表41： 公債費負担比率（単位：%）



6) 広域行政の状況

大島郡4町のみによる一部事務組合等が設置され、住民生活に密接に関わる業務が行われており、また、柳井地区広域市町村圏の各市町との一部事務組合等も複数設置されています。さらに、大島郡4町では町長会、議長会が設置され、十分な連携が図られています。

このように、大島郡4町は極めて一体性の高い広域行政を展開しています。

図表42：一部事務組合、協議会等の設置状況

種類	組織名	概要	構成（参加している場合は○）				
			久賀	大島	東和	橋	その他の構成市町村
一部事務組合	柳井地区広域事務組合	柳井地区広域市町村圏の広域行政機構	○	○	○	○	柳井市、大畠町、上関町、平生町
	柳井地区広域消防組合	消防救急業務の実施	○	○	○	○	柳井市、大畠町、上関町、平生町
	柳井地域広域水道企業団	水道事業	○	○	○	○	柳井市、由宇町、大畠町、上関町、田布施町、平生町
	大島郡国民健康保険診療施設組合	病院・老人保健施設の運営	○	○	○	○	なし
	大島郡環境衛生施設組合	ごみ処理・し尿処理の実施	○	○	○	○	なし
	山口県東部地方税整理組合		○	○	○	○	玖珂郡・熊毛郡の町村
協議会	大島郡教育事務協議会		○	○	○	○	なし
機関共同設置 広域連合	介護保険認定審査会 共同設置	介護保険関連	○	○	○	○	なし
	周防大島広域連合	介護保険業務	○	○	○	○	なし

7) 公営企業会計、第三セクターの状況

①公営企業会計

地方公営企業法適用公営企業会計は、4町では、大島郡国民健康保険診療施設組合が、また、同法非適用公営企業会計では、久賀町、東和町、橋町が船舶運航事業、4町すべての簡易水道事業が挙げられます。

図表43： 公営企業会計、第三セクターの状況

区分	事業名	町名	概要等（平成11年度）		
法適用	病院事業	大島郡国民健康保険診療施設組合	大島東部病院	一般病院 131床	一日平均患者数 372.3人 職員数 135人
			大島中部病院	一般病院 36床	一日平均患者数 169.6人 職員数 32人
			大島病院	一般病院 99床	一日平均患者数 289.2人 職員数 92人
非適用	船舶運航事業	久賀町	営業航路 6km	運行路線数 1本	年間輸送量 3千人 職員数 3人
		東和町	営業航路 5km	運行路線数 1本	年間輸送量 21千人 職員数 3人
		橋町	営業航路 7km	運行路線数 1本	年間輸送量 30千人 職員数 2人
	簡易水道事業	久賀町	配水能力 2,204m ³ /日	普及率 88.0%	
		大島町	配水能力 2,030m ³ /日	普及率 76.5%	
		東和町	配水能力 2,016m ³ /日	普及率 86.1%	
		橋町	配水能力 2,094m ³ /日	普及率 76.7%	

※普及率は対行政人口。

②第三セクター及び土地開発公社

単独の地方公共団体の出資割合が25%以上の法人（民法法人・商法法人）及び土地開発公社について、4町が関連する法人は7団体となっています。

図表44： 第三セクター及び土地開発公社

区分	関係町	法人名	当該町出資額 及び出資比率	主要業務
出資割合が 25% 以上の法人	民法法人	久賀町	財団法人 久賀町生涯学習振興財団	30,500千円 (100.0%) 「八幡生涯学習のむら」の 管理運営
		東和町	社団法人 東和ふるさとセンター	6,000千円 (60.0%) 観光施設管理運営
		4町	財団法人 山口県大島郡国際文化協会	各町 23,750千円 (25.0%) 大島郡民の国際交流活動の 促進、啓発及び普及
	商法法人	久賀町	有限会社 大島自動車センター	1,400千円 (28.6%) 運転免許取得に関する業務
		東和町	有限会社 サザンセトとうわ	5,000千円 (62.5%) 道の駅管理運営
	土地開発公社	久賀町	久賀町土地開発公社	4,500千円 (100%)
		大島町	大島町土地開発公社	5,000千円 (100%)

第2節 広域における位置付け

県では平成10年2月に策定した「やまぐち未来デザイン21（県総合計画）」及び14年10月に策定した同「第3次実行計画」において、県内市町村を8つの広域生活圏に区分し、地域の独自性を十分に生かした特色ある地域づくりを進めています。

この中で大島郡4町を含む「柳井地域」は、次のように規定されています。

地域の特性	<ul style="list-style-type: none">① 濑戸内海の美しい景観と温暖な気候に恵まれて、グリーンステイながら、橋ウインドパークなど観光・レクリエーション機能の整備が進んでいます。② 古くから海上交通の要衝として栄え、村上水軍の史跡や伝承、海運の発達とともに発展してきた豊かな歴史、文化を今に伝えています。③ 東和町と松山市、岩国市を結ぶ高速艇の航路があり、四国地方との玄関口となっています。④ 丘陵が海岸まで迫り平野部に恵まれず、大規模な工業集積に乏しく、農業、漁業など第1次産業が主要な産業となっており、水産物、柑橘、花きなどの特産物が供給されています。また、地域の特性を生かしたリゾート地域としての整備が進められています。
地域の課題	<ul style="list-style-type: none">① 高齢化が進んでいる地域であり、高齢者が生きがいをもって、安心して暮らせる地域づくりが求められています。また、若者の定住を図るため、雇用の場の創出や圏域中心都市の都市機能の充実などが求められています。② 高速交通時代に対応した山陽自動車道等の高速交通体系へのアクセス強化や広島都市圏、松山都市圏、岩国地域との交流・連携促進のため、道路網の整備、鉄道機能の充実、船舶の高速化などの交通網の整備充実、観光・リゾートの振興が求められています。③ 農林水産業や商工業など地域産業の振興を図るため、高齢化の進展や後継者不足に対応した女性、高齢者など人材の活用や後継者の育成が求められています。

地域の将来像 「自然と歴史に育まれ海に広がるサザン・セトにぎわい交流圏」	
	自然や歴史を生かした魅力ある快適生活文化創造圏域の形成
地域の振興方向	<ul style="list-style-type: none">① 濑戸内海などの豊かな自然や貴重な歴史的・文化的資産の保全、保存に努めながら、個性あふれるまちづくりを進め、美しく、アメニティに満ちた多自然居住地域の創造を図ります。② 快適な居住空間の整備や雇用の場の創出などを通じ、若者を中心とした人口定住を促進するとともに、高齢社会に対応して、生涯を通じて健やかで自立した生活の実現の視点を重視した、幅広い総合的、先進的な対策を進めます。③ 住民の余暇社会へのニーズに対応するため、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図ります。④ 住民の学習ニーズに対応して、より多くの学習機会の提供や生涯学習環境の整備を進めます。

	<p>広島都市圏や松山都市圏等との広域的な交流・連携により発展する 多彩なリゾート交流圏域の形成</p>
地 域 の 振 興 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域活力創造圏や地域連携軸の形成に向けて、国道 188 号、437 号などの幹線道路整備、海上交通の高速化などを図り、広島都市圏や松山都市圏、岩国地域との交流・連携を促進します。 ② 豊かな自然条件を生かしたサザンセト・サンシャインリゾート構想に基づき、片添ヶ浜海浜公園などを整備し、圏域内外の住民の余暇ニーズに対応した、日帰りレクリエーション型観光の充実や、通年滞在型のリゾート地域としての振興を進めます。 ③ 農山漁村景観の形成や農林漁業体験の場づくり、さらには交流施設などの整備を通じて、グリーン・ツーリズムなど都市住民との交流を促進します。
	<p>地域の特性を生かした多様な産業集積圏域の形成</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林業の生産基盤の整備を推進するとともに、生産性の向上を図りながら、柑橘生産の振興をはじめ、地域の特性を生かした野菜などの園芸産地の育成や、花き振興のための拠点施設の整備を進めます。 ② 自然景観や特産品などの地域資源を活用し、農林水産物のブランド化を図りながら、農林水産業と連携した観光・レクリエーションの振興や新しい産業の創出を促進します。 ③ 農林水産業や、商工業などの地域産業の連携による後継者や人材の確保・育成を促進するとともに、企業の育成・誘致に努めます。

第3節 地域特性とまちづくりの課題

大島郡の概況と広域圏における地域の位置付けを踏まえて、地域特性とまちづくりの課題を整理します。

(1) 地域の特長

大島郡全体の特長は、たくさんあります。

- 温暖な気候、美しい豊かな自然環境に恵まれています。
- 気候に適した農業が発達し、山口みかんの主産地となっています。周辺海域の豊富な水産資源に恵まれ、水産業が発達しています。そのため、第1次産業が基幹産業です。
- 海、山の自然環境に加えて、観光・スポーツ・交流施設などの整備に伴い、交流人口が増加しています。
- 温かく人情味豊かな風土を持っています。
- 高齢になっても、生涯現役で暮らすことのできる環境が整っています。

(2) 時代潮流

このような暮らしやすい大島郡全体に、時代の波が押し寄せています。

- 国や県と同様に、少子化と高齢化、核家族化が進んでいます。また、人口も減少しています。
- 産業構造の中心が、第1次産業から第3次産業へと変化しています。また、農産物の輸入自由化など産業経済の国際化や、安全な「食」への意識が高まっています。
- 生活のあらゆる場面で、移動体通信（携帯電話等）やインターネットをはじめとする、高度情報化が進んでいます。
- 地球の温暖化防止や資源リサイクルなど、環境と共生する時代を迎えています。
- 経済的な豊かさだけではない、生活の質や心のゆとりなど、一人ひとりの自分らしい生き方をすることに、価値を見出すようになっています。
- 少子化、核家族化に伴い、子育て支援や教育環境の充実がより重要となっています。
- 高齢社会を迎え、健康寿命の延伸に向けて、保健・医療・福祉をはじめ、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などの環境づくりが大切になっています。
- 地域の主体的な取り組みが不可欠となる、地方分権社会を迎えています。

(3) 4町の将来像

こうした中、4町のまちづくりに共通した考え方は、「時代潮流を踏まえた上で、環境・歴史・文化・特性を生かして、ふるさとの香りが漂い、安全、安心、温かい心に支えられた、暮らしやすいまち」をめざしているといえます。

4町の総合計画に示されている将来像

久賀町；“ふるさと力”あふれる町衆文化の町 久賀の創造

大島町；心なごむ 和やかなまち

東和町；安全で、あたたかく、豊かな町

橋町；いきいきと輝くうるおいのまち 橋町

(4) 住民意識（アンケート調査結果）

アンケート調査結果から、住民は地域や合併について、こう感じています。

- 大島郡の「豊かな自然環境」、「水道施設」、「ごみの収集・処理状況」に満足しています。
- 一方、「就労の場、雇用機会」、「公共交通機関」、「日常の買物」は満足していません。
- 合併に対しては、最優先に「保健・医療・福祉の充実」、次に道路・下水道などの「生活基盤・広域にわたる整備」、生活の足となる「公共交通機関の充実」など、身近な暮らしを支えるサービスや事業の充実に期待しています。
- 一方、「本庁が遠くなり不便になる」「行き届いたサービスが受けられなくなる」「税金や公料金等負担が増える」「中心部だけ発展して周辺は過疎化が進む」に不安を感じています。
- 新町まちづくりの将来像である「元気 にこにこ 安心で 21世紀にはばたく先進の島」については、6割を上回る方が「ふさわしい」と感じています。

また、学生は、地域や合併についてこう感じています。

- 大島郡の「地域文化の伝承・保存活動」、「各種教育・講座の充実」をはじめ、おおむね満足しています。
- 新町に対しては、「バス・渡船など公共交通の充実」、「けがや急病の時、安心できる医療体制」、「学校施設の整備・充実」を期待しています。
- 将來の居住地域として、「ずっと暮らしたい、あるいは、いつかは大島に戻って暮らしたい」は4割を超えています。

(5) まちづくりの課題

大島郡全体の特長、時代潮流、まちづくりの方向性、住民意識を踏まえた上で、新町建設に向けては、次のような課題が挙げられます。

① 少子化・高齢化の進展や人口減少に対して、道路や公共交通など生活の利便性の向上、基幹産業である農業・水産業をはじめ産業全体の活性化による地域経済の安定と就労機会の確保、高度情報社会の恩恵を享受する情報基盤整備など、若年層の定住化を促進する居住環境の整備への一層の取り組みが必要です。

つまり、これから時代に、暮らしやすく、発展性の高い、活力あるまちづくりが求められます。

② 環境の世紀といわれる21世紀において、大島郡の誇りともいえる豊かで美しい自然環境を守るために、あらゆる面で環境との共生を実践していくことが必要です。そのためには、住民の高い意識に基づく環境に配慮した生活様式の実践とともに、リサイクル施設や一般廃棄物最終処分場の整備などを進めて、資源循環型社会を創造していくことが必要です。

他方、いつの時代も、社会は次世代を育成するために存在するといわれます。次代を担う子どもたちが、脈々と受け継がれてきた大島郡の歴史・文化・風土を尊び、大島郡に生まれた誇りを胸に成長し、いつまでもふるさとのことを想うような教育の推進が必要です。また、これから社会において、知的好奇心の探求や健康を保つためには、「だれでも、いつでも、どこでも」、学び、ふれあい、楽しむことのできる生涯学習・スポーツ環境の充実が必要です。

つまり、豊かな自然の中で、ここで育ってよかったと感じ、そして、温かいふれあいとともに、いつまでも楽しく暮らすことのできるような、笑顔のあるまちづくりが求められます。

③ 少子化・高齢化が進む中、できる限り健康寿命（介護などを必要としない健康でいる期間）を延伸することが大切です。また、少子化・高齢化、核家族化の進展に伴い、子育てや介護の不安や悩みをひとりで解決することが困難になっています。こうした一人ひとりの状況に応じたきめ細かな社会支援を行うために、保健・福祉の充実、そして、地域全体で支えあう環境づくり（＝地域福祉）に一層取り組む必要があります。特に、安心した暮らしを支える医療体制、救急医療体制の強化はより重要な取り組みとなります。

こうしたまちづくりの基盤として、厳しい財政状況の中、行政運営の徹底した効率化を図ると同時に、効果的な財政投資による健全な財政運営を行う必要があります。そして、住民の不安を一掃し、合併して良かったと全員が感じることのできるまちづくりが必要です。

つまり、一人ひとりの暮らしを見守り、まち全体の均衡ある発展を見守り、いつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりが求められます。

第3章 新町まちづくりの将来像

第1節 新町建設の基本方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、久賀町、大島町、東和町、橋町の4町合併による新町を建設していくための基本方針を定めるとともにこれに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、大島郡内4町の速やかな一体化を促進し、地域の文化保持・発展と住民福祉の向上を図るものであります。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成16(2004)年10月から令和7(2025)年3月までの20年間とします。

新町建設計画 平成16(2004)年10月～令和7(2025)年3月

(3) 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針（基本理念・目標）、基本方針を実現するための建設計画（主要施策・主要事業）、県事業の推進、財政計画などを中心に構成します。

(4) 策定の基本的な考え方

①重点施策の発掘・選定

現在各町で推進しているまちづくり計画について分析・評価を行い、これを踏まえた合併による地域発展の戦略的施策として効果的なものを発掘・選定していきます。

②計画課題の設定

ハード・ソフト両面にわたる課題、新たな行政需要を可能な限り想定し、これらの体系的、関連的把握による計画課題を設定します。

③住民福祉の向上と効率化の推進

多様化する住民ニーズや意識を把握し、真に住民福祉の向上と新町の均衡ある発展に資する計画とします。また、計画の実施を通して地域全体がレベルアップし、地域住民の生活水準、文化水準を高め、あわせて組織及び運営の効率化を図るものとします。

④公共施設の適正配置

公共施設は、住民生活が今まで以上に利便性の向上が図られるよう適正配置に努めることとします。

⑤健全財政と着実な計画

真に新町発展に向けた効果的な事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とします。

第2節 新町まちづくりの将来像

新町を取り巻く社会情勢が大きな変革の時代にある大島郡4町では、住民のより豊かで快適な暮らしを支えるために、そして、地域の責任の基に地域で行動していく地方分権社会を積極的に推進していくために、今急がれている最重要課題が行財政基盤の強化です。

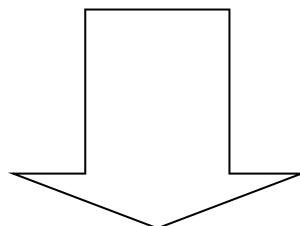
長い歴史と地域固有の文化、そして豊かな自然を継承し、高齢者の住みやすさでは国内先進地として共に歩んできた久賀町、大島町、東和町と橘町が合併して生まれる新町は、合併を機に行財政基盤を強化し、地域の資源と環境を生かした魅力のあるまちづくりと、社会基盤整備と行政サービスにおける地域全体の一体性の向上を図り、住む人の心が豊かになるような環境づくりに主眼をおいたまちづくりを目指すものです。そして、これまで取り組んできた周防大島高齢者モデル居住圏構想の実績も踏まえ、子どもからお年寄りまでの大島郡すべての住民が、元気に、笑顔で、安心して暮らすことのできるまちに向けて、住民・地域・行政がそれぞれの役割と責任を持ち、主体的かつ自立した新しいまちづくりをめざすものです。

大島郡の新しいまちづくりは、少子高齢社会が進む国の先駆的な役割を担っています。大島郡全体が一体となって、少子高齢社会における魅力あるまちづくりに取り組み、人々が“大島郡で暮らしたい”と願うまちを、自分たちの力で創造していきたいと考えます。

このような考え方で取り組む新町まちづくりの将来の姿を、次のように表現します。

【将来像】

元気 にこにこ 安心で
21世紀にはばたく先進の島



【3つの目標】

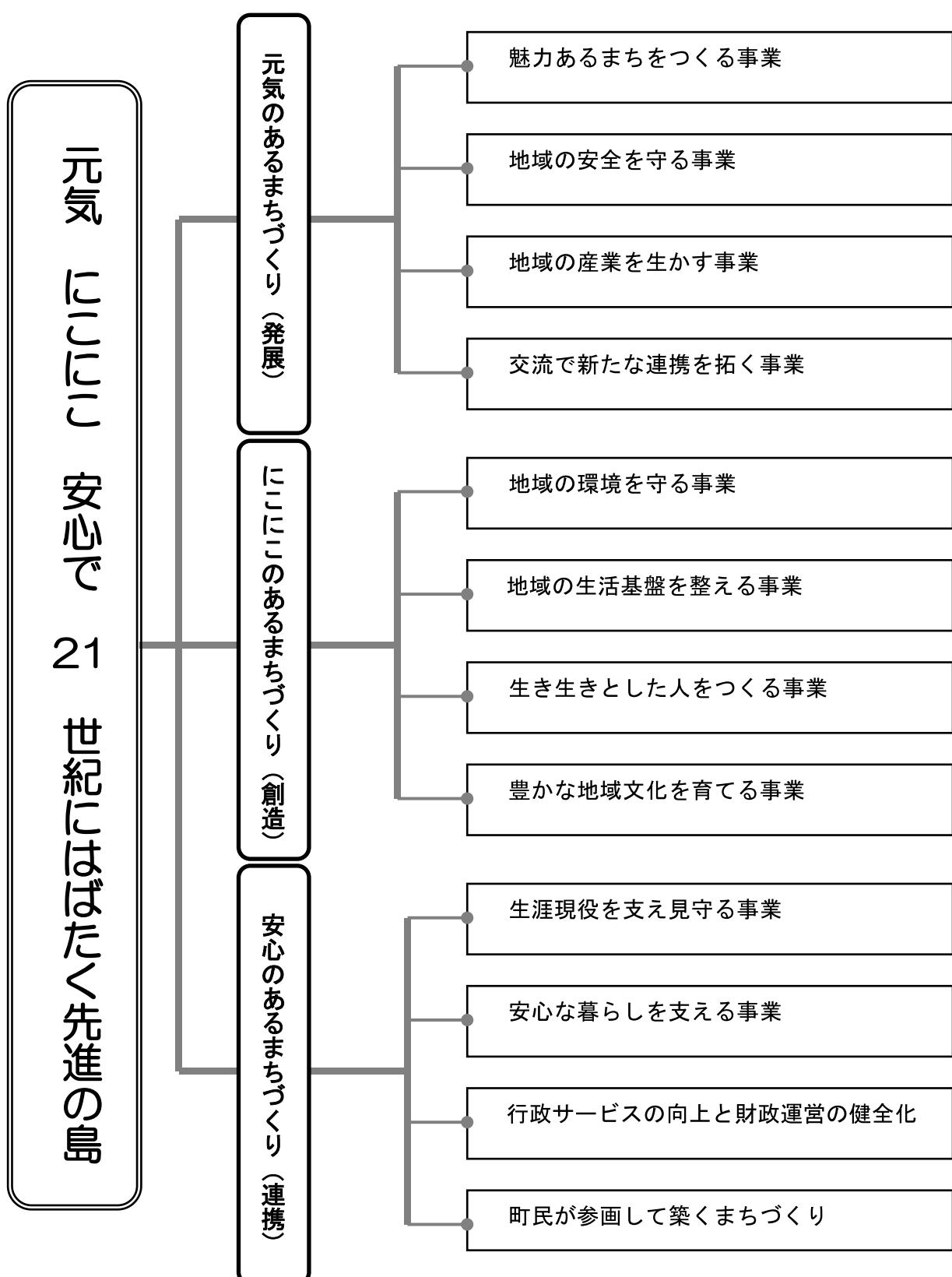
- 元気のあるまちづくり（発展）
- にこにこのあるまちづくり（創造）
- 安心のあるまちづくり（連携）

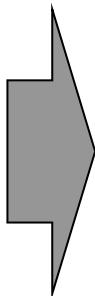
【施策の体系】

まちづくりの将来像

まちづくりの3つの目標

まちづくりの方向





(1) 元気のあるまちづくり（発展）プロジェクト

- 安全な島づくりプロジェクト（消防・防災対策の強化）
- 産業自立支援プロジェクト（基幹産業の振興）
- 情報通信基盤整備プロジェクト（情報通信基盤の地域格差是正）

(2) にこにこのあるまちづくり（創造）プロジェクト

- 下水道施設等整備プロジェクト（下水道計画の推進）
- リサイクルプラザ整備プロジェクト
(リサイクル施設・最終処分場の整備)
- 生涯学習推進プロジェクト
(生涯学習施設・教育施設の充実)

(3) 安心のあるまちづくり（連携）プロジェクト

- 生涯現役社会の仕組づくりプロジェクト（地域福祉の向上）
- 医療・救急体制強化プロジェクト
(医療施設の整備と救急体制の整備)

第3節 土地利用方針

青い海にカルシウム、野にビタミン、山にオゾン。豊かな自然に恵まれた新町の環境を次世代に継承していくとともに、新しいまちづくりを推進する上での基本となる指針を定め、土地の有効利用を図ります。

【基本方針】

4町の基幹集落が点在する新町では、暮らしやすい生活環境の創造と新町全体の均衡ある発展をめざして、国・県の土地利用計画との整合性に留意し、豊かで美しい自然環境の保全を前提とする、適切な土地利用を推進します。

都市計画区域や農業振興地域整備計画などに指定されている区域は、その適正な運用に努めます。また、用途が特段に定められていない地区については、自然環境との調和を図るよう適切な土地利用を図ります。

この土地利用基本方針に基づき、5つの機能別整備方針（ゾーニング）と地域連携軸を定めて、地形及び自然・産業・文化的要因を踏まえたまちづくり施策を展開します。

【5つの機能別整備方針（ゾーニング）】

①行政機能ゾーン

本庁及び4町の分庁舎並びに支所を配置する4地区は、各地域（旧4町）の暮らしを支える行政機能の充実を図ります。

②観光・交流機能ゾーン

大島大橋と伊保田港は、西日本や四国地方などとの交流と連携を強化するため、新町の陸上交通と海上交通（フェリー）の玄関口として、観光・交流情報拠点としての機能拡充を図ります。

町民同士の交流とともに、町外との多様な交流を促進する機能を有する新町内に広く点在する観光・交流施設等（スポーツ・レクリエーション施設、生涯学習施設、海水浴場、温泉 等）は、すべてに同様の機能とするのではなく、規模、種類、特性などに応じた適切な機能分担を図り、新町全体で多様かつ多彩な観光・交流機能を有するよう整備していきます。

③居住機能ゾーン

各集落及び離島については、生活環境施設の整備を図り、良好な宅地として居住機能の維持・向上を図ります。また、不在地主所有地や空き家については、公益的利用など、有効な利用が図られるよう努めます。

④産業機能ゾーン

居住機能の周辺の平野部や山すそに広がる農地については、農地の流動化による優良農地の確保に努め、効果的な基盤整備による農業振興を図ります。

点在する漁港・漁場については、規模や特性などに応じた適切な機能分担を図り、効果的な基盤整備による水産業振興を図ります。

商店街については、地域の賑わい拠点としての機能充実を図ります。

⑤自然保全ゾーン（森林）

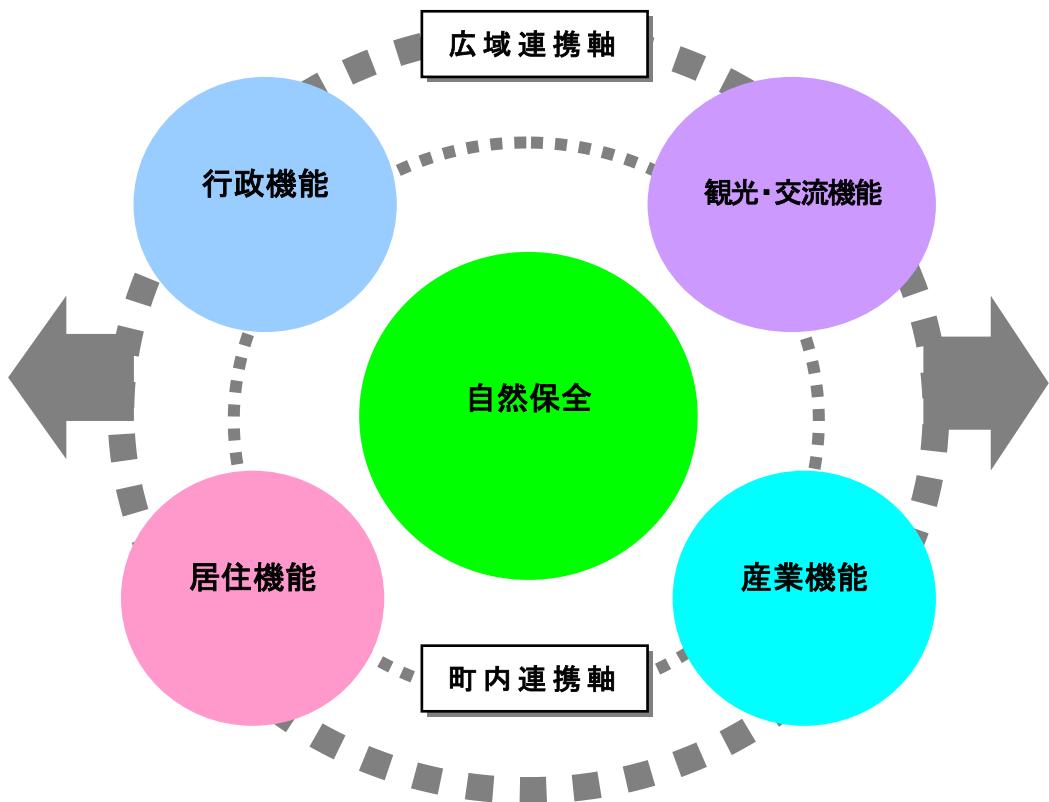
新町の中央部に横たわる森林については、地球温暖化の防止や水源の涵養、レクリエーション機能など公益的機能の維持・向上に努め、森林資源の多面的活用を図ります。

○地域連携軸

西日本や四国地方などとの広域的な連携・交流の拡充を促進し、新町全体の活性化に資する連携軸として、国道等の改良・整備、四国地方との海上交通（フェリー）の増強を進めます。

また、新町の一体性の醸成、防災・避難経路の複数化など、町民生活の利便性と安全性の向上を図るため、町内を連携する県道等の改良・整備を強化する連携軸を構築します。

図：新町土地利用計画イメージ

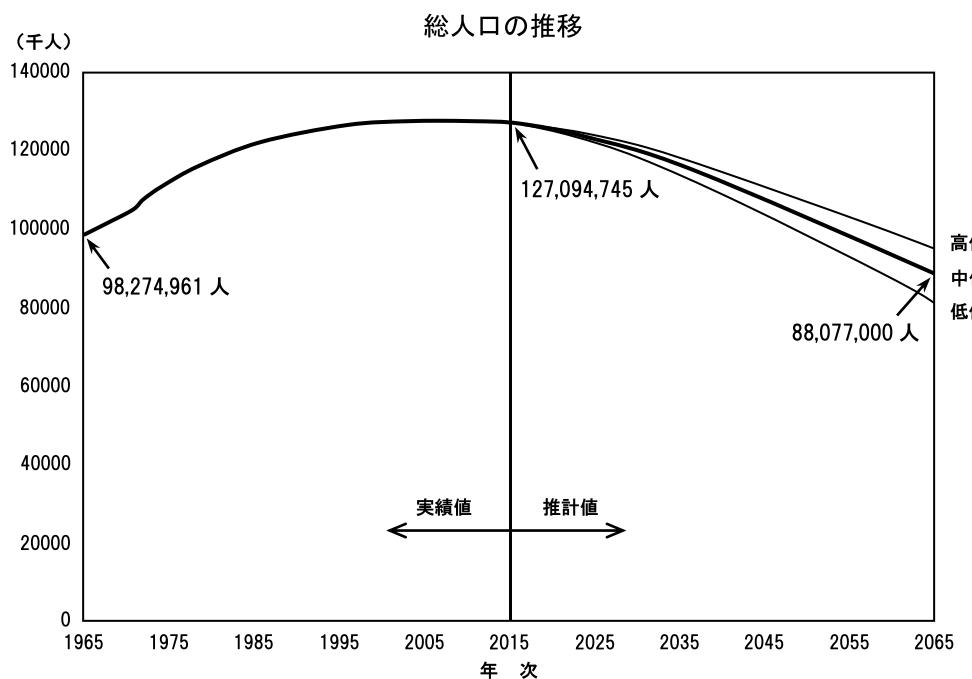


第4節 将来構想の基本フレーム

(1) 人口

①国・県

国の総人口は平成 17（2005）年に戦後初めて前年を下回った後、平成 20（2008）年にピークとなり、平成 23（2011）年以降、継続して減少している。平成 29（2017）年は 22 万 7 千人の減少と 7 年連続で減少し、国の将来推計人口は、減少基調による緩やかな人口減少社会が始まっています。令和 47 年（2065）年の総人口は約 8,807 万 7 千人まで減少すると見通され、今後は加速的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面すると考えられています。



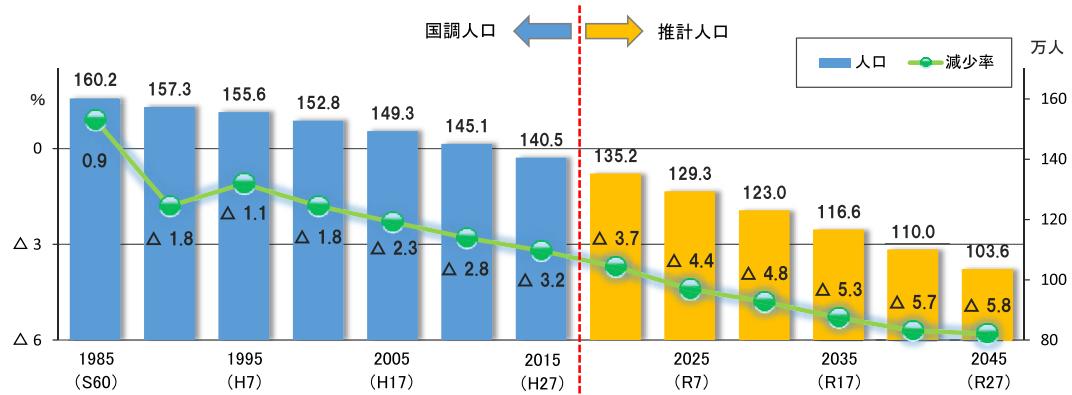
（資料：国立社会保障・人口問題研究所／平成 29 年 4 月中位推計）

山口県の総人口は、昭和 60（1985）年の 160 万人から一貫して減少が続いている。平成 27（2015）年と比べて約 20 万人減少し、高齢化率も既に 30% を超えるなど、全国より早いペースで人口減少・少子高齢化が進んでいます。

平成 30（2018）年から令和 4（2022）年までを計画期間とする県の総合計画「やまぐち維新プラン」では、山口県の人口の推移と将来推計は、昭和 60（1985）年以降減少を続け、平成 27（2015）年には 140 万 5 千人まで減少が続いている。人口減少率はさらに拡大し、山口県の人口は、令和 27（2045）年には 104 万人になると推計されています。

一方、交流人口の見通しは、令和 4（2022）年に 3,400 万人と大きく増加すると想定しています。

県の定住人口・交流人口の見通し



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

やまぐちへの人の還流・移住・定住促進プロジェクト

成果指標	平成25年 (2013)	平成27年 (2015)	平成29年 (2017)	令和4年 (2022) 目標値
観光客数	2,847万人	3,140万人	3,318万人	3,400万人以上
延べ宿泊者数	389万人	485万人	444万人	550万人以上
岩国錦帯橋空港利用者数	35.1万人	36.5万人	50.3万人	53万人

(資料：「やまぐち維新プラン」平成30(2018)年10月策定)

②大島郡

平成7（1995）年と平成12（2000）年の国勢調査（年齢別・性別人数）を基礎データとして推計した結果、大島郡全体の人口は減少し、平成22（2010）年は1.9万人台、令和2（2020）年は1.5万人台になると予測され、平成17（2005）年、平成22（2010）年、平成27（2015）年の国勢調査（年齢別・性別人数）を基礎データとして推計した結果においても令和2（2020）年は1.5万人台と予測されています。さらに、令和7（2025）年には1.3万人台に減少すると予測されています。

年代別的人口はいずれも減少します。年代別人口割合では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下傾向で推移し、老人人口（65歳以上）は上昇傾向で推移すると予測されます。

大島郡の人口推計 (単位：人、%)

区分	実績					推計	
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
総人口	24,795	23,013	21,392	19,084	17,199	15,086	13,145
0-14歳人数	2,453	2,029	1,732	1,416	1,162	972	811
構成比	9.9%	8.1%	8.4%	7.4%	6.8%	6.4%	6.2%
15-64歳人数	12,662	11,210	10,158	8,562	7,106	5,894	4,944
構成比	51.1%	47.5%	48.0%	44.9%	41.1%	39.1%	37.6%
65歳以上人数	9,680	9,774	9,502	8,456	8,914	8,220	7,390
構成比	39.0%	44.4%	43.6%	44.2%	51.9%	54.5%	56.2%

(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」)

※合計特殊出生率は各町とも変化しないことを前提とする

この推計は過去の人口推移を基礎とした推計ですが、国の総人口が減少に転ずること、県全体の人口減少の拡大など、近年の状況を考え合わせると、大島郡において総人口の維持あるいは増加を前提とした将来像を描くことは難しいと考えます。

しかしながら、大島郡が一体となって取り組む産業振興、福祉の充実、生活基盤の整備などの魅力的な定住環境づくりを着実に推進することで、人口の減少傾向を鈍化させ、生産年齢人口を中心とした若年層の定住を促進させることにつなげていきます。

国勢調査を基礎とした推計結果と、このような取り組みの成果を踏まえて、令和 7（2025）年（合併後 20 年）の人口目標を、**13,500 人**と設定します。

大島郡の目標人口		(単位：人、%)	
区分	実績	目標	
	平成 27 年 (2015)	令和 7 年 (2025)	
総人口	17,199	13,500	
0-14 歳人数	1,162	837	
構成比	6.8%	6.2%	
15-64 歳人数	7,106	5,076	
構成比	41.4%	37.6%	
65 歳以上人数	8,914	7,587	
構成比	51.9%	56.2%	

(資料：政策企画課)

さらに、定住人口ではないものの、一般的観光客や体験型観光などで訪れる交流人口の拡大が地域の活性化に重要な要素となります。平成 30（2018）年 10 月 22 日に発生した大島大橋貨物船衝突事故は、住民生活に多大な影響を与え、観光産業への影響も計り知れないものとなりました。

観光産業は町の大きな柱であることから、観光客を呼び戻す政策を着実に推し進めることとし、交流人口目標を次のように設定します。

区分	大島郡の交流人口目標					目標
	平成 7 年 (1995)	平成 13 年 (2001)	平成 23 年 (2011)	平成 28 年 (2016)	平成 30 年 (2018)	
観光客数	457,891 人	629,511 人	939,495 人	1,047,928 人	946,011 人	1,100,000 人以上

(資料：合併協議会事務局、政策企画課、商工観光課)

(2) 世帯数

国の都道府県別世帯数推計によると、山口県では微増していた世帯数が令和2（2020）年には減少に転じると予測しています。（国立社会保障・人口問題研究所／「平成31（2019）年4月推計」）

総人口の減少や就労機会の減少、少子化の進行などの影響から、大島郡の世帯数は減少しており、この傾向は今後も続くと考えられます。

大島郡の世帯数推計

（単位：人、世帯）

区分	実績								推計	
	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
人口	32,021	29,749	27,119	24,795	23,013	21,392	19,084	17,199	15,086	13,145
世帯数	11,830	11,687	11,202	10,701	10,217	9,578	8,786	8,038	7,543	6,846
世帯人員	2.71	2.55	2.42	2.32	2.25	2.23	2.17	2.14	2.00	1.92

（資料：合併協議会事務局、政策企画課）

しかしながら、UJターン定住者の増加、子育て環境の充実、在宅介護の充実など、着実な施策の成果として、世帯人員の減少傾向は鈍化すると想定し、令和7（2025）年（合併後20年）の人口目標を13,500人と設定した場合の世帯数目標を、6,750世帯と設定します。

大島郡の目標世帯数

（単位：世帯、人）

区分	実績	目標
	平成27年 (2015)	令和7年 (2025)
世帯数	8,038	6,750
世帯人員	2.14	2.00

（資料：政策企画課）

(3) 就業人口

今後、予測される総人口の減少と少子化・高齢化の進展から、就業人口も減少することが想定されます。

これまでの産業別就業者数の推移、総人口の目標規模や事業効果等を考慮して想定した場合、第3次産業への就業割合は伸び、第1次及び第2次産業の割合は低下していくと予測されます。

令和7（2025）年（合併後20年）の産業別就業者数は、第1次産業が730人（16.3%）、第2次産業が630人（14.0%）、第3次産業が3,140人（69.7%）と予測されます。

大島郡の就業構造の推計

（単位：人、%）

区分	実績								推計	
	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
第1次産業	7,167	6,654	5,095	4,523	3,080	2,815	1,917	1,609	1,070	730
構成比	42.6%	43.1%	37.7%	36.0%	29.1%	28.9%	18.5%	23.4%	19.4%	16.3%
第2次産業	3,293	2,897	2,773	2,391	2,014	1,641	1,190	1,019	820	630
構成比	19.6%	18.8%	20.6%	19.1%	19.1%	16.9%	15.3%	14.8%	14.7%	14.0%
第3次産業	6,345	5,885	5,625	5,629	5,478	5,265	4,596	4,258	3,620	3,140
構成比	37.8%	38.1%	41.7%	44.9%	51.8%	54.2%	66.2%	61.8%	65.9%	69.7%
就業人口合計	16,805	15,436	13,493	12,543	10,572	9,721	7,703	6,886	5,500	4,500

（資料：合併協議会事務局、政策企画課）

第4章 新町まちづくりの主要施策

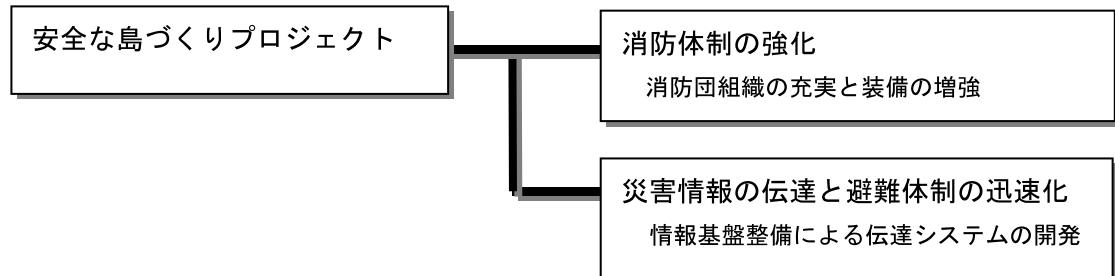
第1節 新町まちづくり重点プロジェクト

(1) 元気のあるまちづくり（発展）プロジェクト

①安全な島づくりプロジェクト

東南海・南海地震の切迫性を踏まえて、町民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりに向けて、新町防災計画に基づく全町的な消防体制の強化と避難体制の迅速化による総合的な防災対策を推進します。

この『安全な島づくりプロジェクト』の推進を通して、消防・防災対策の強化を図り、高齢社会における安全な暮らしを確保し、発展する新しいまちづくりを支えていきます。

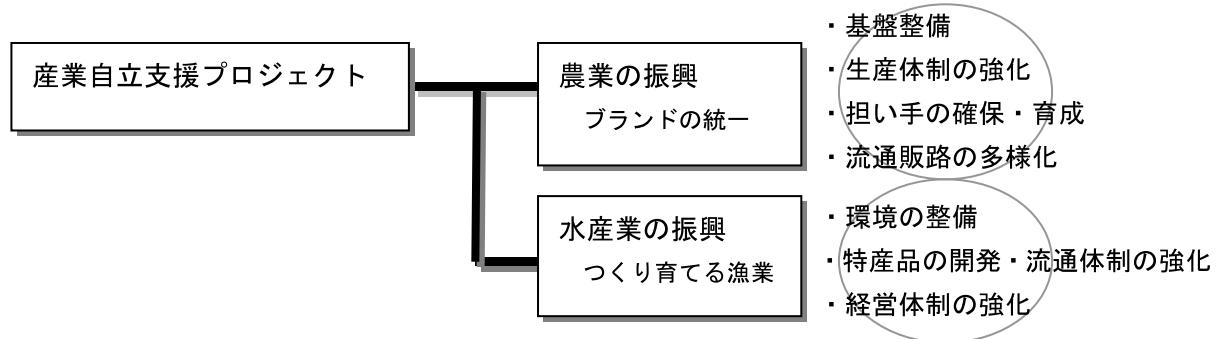


②産業自立支援プロジェクト

農産物を大島ブランドとしての統一、普及を図り、農業協同組合と十分な連携を図りながら产地としての生産活動体制が整うように、基盤整備、生産体制の強化、担い手の育成・確保、流通販路の多様化を図り“安全でおいしい”高品質な農産物の生産と供給量の拡大を支援します。

水産業においては、「つくり育てる漁業」の積極的な推進に努め、漁業協同組合と十分な連携を図りながら、漁業基盤の整備、特產品の開発、流通体制・経営体制の強化に努め、儲かる漁業への取り組みを進めます。また、グリーンツーリズム（滞在型農業体験）やブルーツーリズム（滞在型漁業体験）の普及による交流人口の拡大を図ります。

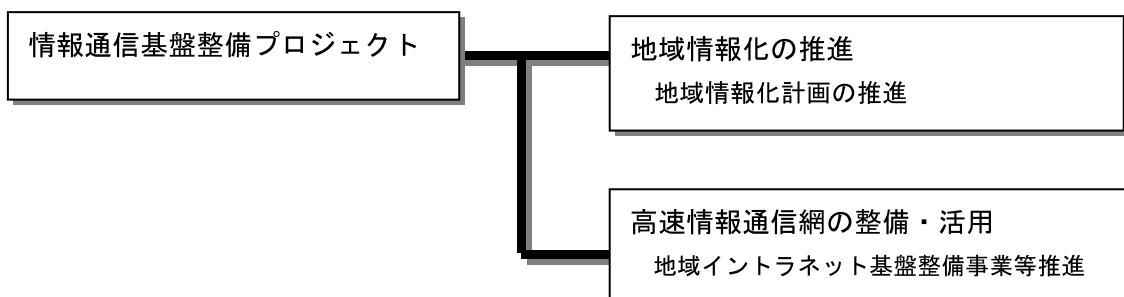
この『産業自立支援プロジェクト』の推進を通して、基幹産業の振興と交流人口の拡大を図り、地域経済の発展と同時に産業の担い手の定住化を促進し、活気あふれるまちづくりにつなげていきます。



③情報通信基盤整備プロジェクト

情報通信基盤の地域格差（デジタルデバイド）を解消するため新町の地域情報化計画に基づき、周防大島の新たな高速通信網を活用します。また、高齢化社会に適した情報通信基盤の整備と活用方策を調査・検討し、情報通信網を活用する取り組みを推進します。

この『情報通信基盤整備プロジェクト』の推進を通して、情報通信基盤の地域格差の是正を図り、高度情報社会における快適性と発展性を確保するとともに、国内外との交流の活性化を図り、地域の新しい魅力づくりにつなげていきます。

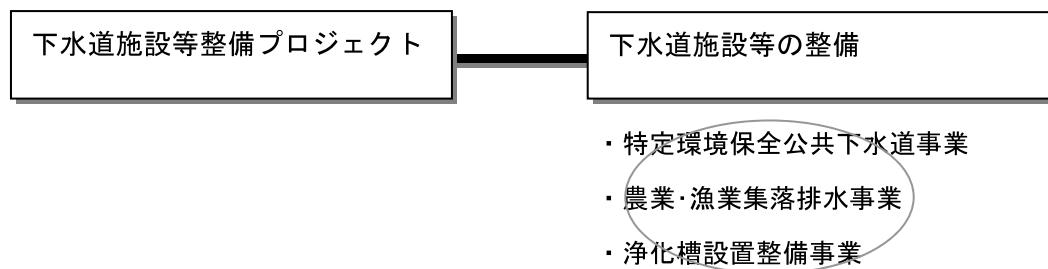


（2）にこにこのあるまちづくり（創造）プロジェクト

①下水道施設等整備プロジェクト

生活環境の保全と快適性の向上の両立を図る下水道施設の整備とともに、地域の実情に合わせた適切な処理基盤の整備を推進します。

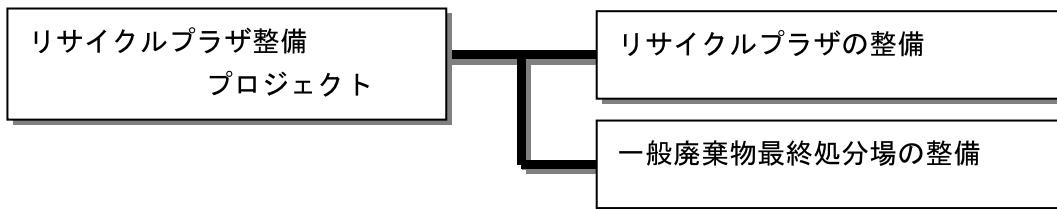
この『下水道施設等整備プロジェクト』の推進を通して、『リサイクルプラザ整備プロジェクト』とともに、環境共生に貢献するまちとして、生活環境の向上と地域イメージの向上につなげていきます。



②リサイクルプラザ整備プロジェクト

資源循環型社会を推進する上において重要となる、リサイクル施設を併設した一般廃棄物最終処分場の整備を推進します。

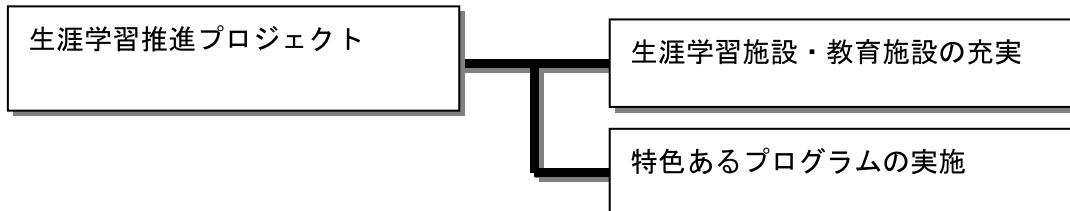
この『リサイクルプラザ整備プロジェクト』の推進を通して、『下水道施設等整備プロジェクト』とともに、環境共生に貢献するまちとして、生活環境の向上と地域イメージの向上につなげていきます。



③生涯学習推進プロジェクト

生涯にわたる教育・学習環境の充実に向けて、生涯学習施設及び教育施設の機能充実と適正な配置を進め、すべての町民に平等な教育・学習環境を形成するとともに、地域資源や人材を生かした特色ある教育・学習プログラムを実施します。

この『生涯学習推進プロジェクト』の推進を通して、長寿社会における高齢者の能力活用と、郷土に誇りを持った次世代育成を図り、創造性豊かなまちづくりにつなげていきます。

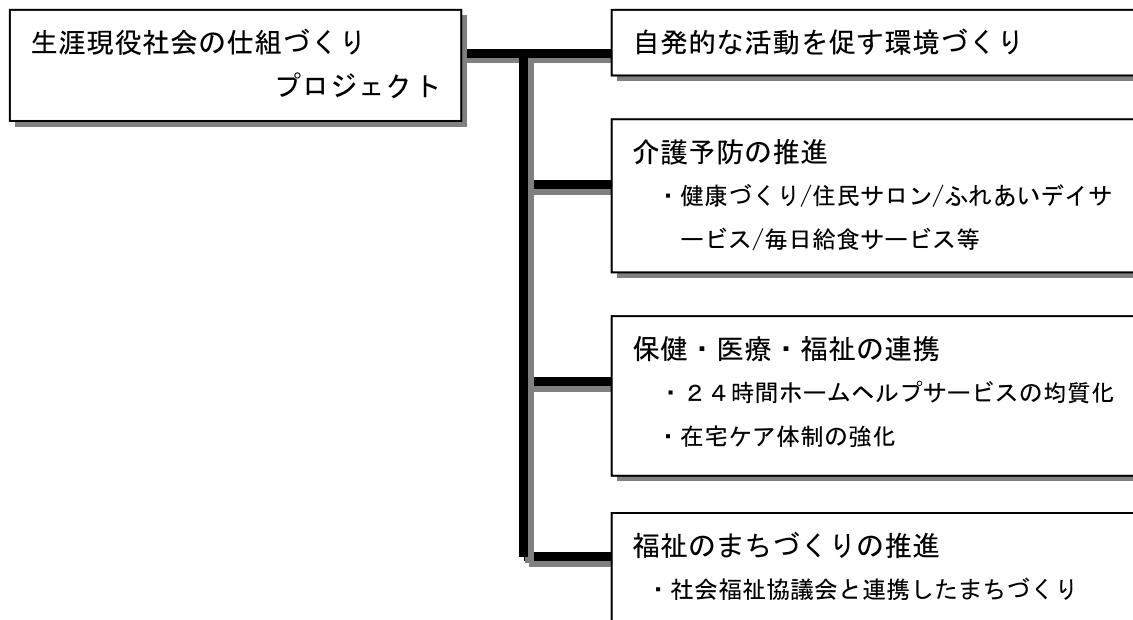


(3) 安心のあるまちづくり（連携）プロジェクト

①生涯現役社会の仕組づくりプロジェクト

高齢者や障害者が活躍する地域モデル（先進地）として、高齢者や障害者の自立支援、地域による支援体制の充実を進めます。

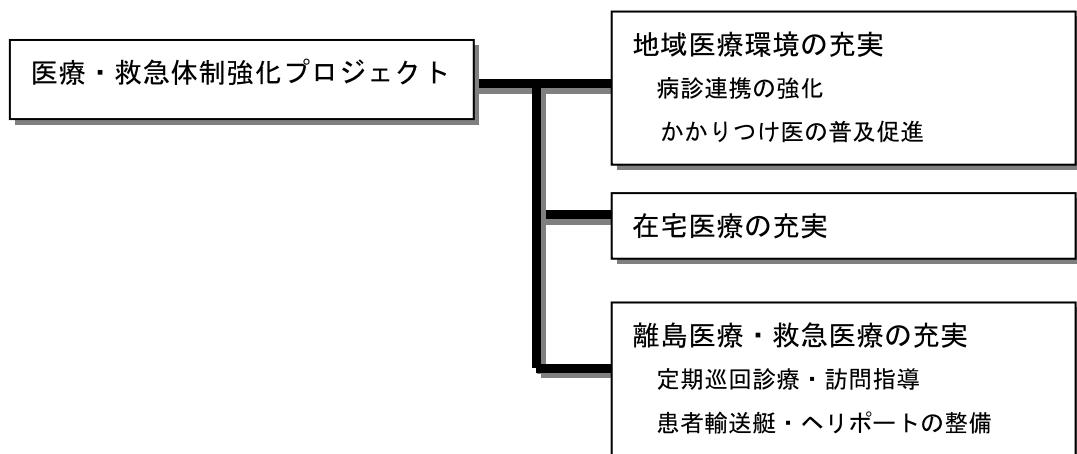
この『生涯現役社会の仕組づくりプロジェクト』の推進を通して、高齢者や障害者の知識や能力を還元できる社会の仕組みを構築し、福祉による活気あるまちづくりにつなげていきます。



②医療・救急体制強化プロジェクト

安心して子育てや老齢期を迎えることのできる環境づくりに向けて、地域における充実した医療環境を確保する医療施設の整備と、離島や辺地における救急医療体制の整備を進めます。

この『医療・救急体制強化プロジェクト』の推進を通して、まち全体の暮らしにおける安心感を育て、子育て世代の定住促進と高齢になっても生き生きとした社会の形成につなげていきます。



第2節 主要施策

I 元気のあるまちづくり（発展）

連携・安全・自立・交流を基本にした新町の創造に向けて、あらゆる分野で積極的な交流と自立の仕組みづくりに取り組み、新町の一体性の向上と均衡ある発展を図る、活力と魅力が光る元気のあるまちづくりをめざします。

1 魅力あるまちをつくる事業

美しい自然と温暖な気候に恵まれている新町は、より快適な住環境の形成に向けて、広域連携と新町の一体性の向上を促進する道路整備、生活の利便性を向上させる交通体系の拡充、拠点機能の充実、環境と調和した計画的な住環境の整備を図り、子どもからお年寄りまで、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。

①道路・橋梁等の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

山陽自動車道や海路を結んでの連携拡大、車社会における生活圏拡大への対応など、新町発展のための広域的な連携と交流を促進する基盤強化に向けて、国道437号未改良区間の整備、広域幹線道路と連結する県道の改良、広域農道の整備など、広域幹線道路である幹線道路網の着実な整備を推進します。

(2) 生活道路、災害時道路ネットワーク及び橋梁等の整備

生活の利便性向上及び災害時の連絡道や集落を孤立させないための道路ネットワークの整備と新町の一体性を確保する基盤強化に向けて、集落間を結ぶ町道の未改良・未舗装路線や老朽化した橋梁を中心に改良・整備を推進し、既存施設の老朽化・長寿命化対策に取り組みます。

(3) 高齢者等にやさしい道路づくりの推進

道路整備にあたっては、高齢者をはじめ、子どもや障害者などにも配慮した安全性と快適性向上のため、交通安全施設の整備充実、通学路等への歩道設置、段差解消などのバリアフリー化、景観の向上に努め、道路空間のユニバーサルデザイン化を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
広域幹線道路網の整備	国道 437 号の改良整備事業 (県)	国道 437 号の改良
	県道等の改良整備事業 (県)	県道大島環状線、県道橋東和線、県道大島橋線等の改良
	広域営農団地農道整備事業 (県)	広域農道の整備 (大島・橋地区)
生活道路、災害時道路ネットワーク及び橋梁の整備等施設の長寿命化	町道整備事業	主要幹線及びその他町道整備
	橋梁長寿命化事業	橋梁等の長寿命化 (橋梁架替及び補修整備)
高齢者等にやさしい道路づくりの推進	ユニバーサルデザイン化事業 通学路歩道等整備事業	段差の解消を図るなど人に優しい道路づくりを推進

②交通体系の整備

(1) 陸上交通の充実

町民生活の交通手段の確保に向けて、現在運行中の生活バス路線の運行維持とともに、廃止代替バス路線の継続維持を図ります。

また、町民にとって利便性の高い移動手段を関係各機関等と早期に検討します。

(2) 海上交通の輸送力の向上

広域的な連携と交流を促進するため、四国地方等と新町を結ぶ海上交通（フェリー）の運航本数の増便とスピードアップを図るための周辺整備を行います。

離島の生活環境の改善と自立向上のため、農産物や廃棄物運搬等に対応できる新船の建造やバリアフリー化を進めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
陸上交通の充実	生活バス路線維持対策	町民生活の行動を支援するバス路線の確保対策を強化
	主要公共施設等巡回連絡バス	新町の一体性向上のため、町内公共施設等を巡回するコミュニティバスシステムの検討
海上交通の輸送力の向上	離島航路運航対策事業	離島航路運航の維持
	離島航路の新造船建造	離島航路の運航維持をはかり、海路の安全性の向上を図るため、船舶の大型化、スピードアップを推進
	離島航路発着施設整備事業	

③公園・墓地の整備

(1) 公園の整備と活用

町民の健康づくりや世代を超えた交流と憩いの場となる身近な公園・緑地や新町の豊かな自然を活用したレクリエーション公園等の整備を進めます。

(2) 墓地・斎場の整備

既存施設の適切な維持管理とともに、長期的な需要動向を勘案した上で、墓地の整備と斎場の整備を図ります。

(3) 適切な公園管理

適切な公園管理による良好な住環境の形成に向けて、町民、地域、学校、ボランティア組織などと協力し、公共施設の緑化や公園緑地の維持管理を推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
公園の整備と活用	緑地・公園整備事業	住民の憩いとやすらぎの場を提供すると共に観光拠点としても利用できるよう整備を推進
	片添ヶ浜海浜公園都市公園整備事業（県）	片添ヶ浜海浜公園の整備
墓地・斎場の整備	墓地・斎場整備事業	計画的に墓地（大島・久賀地区）、斎場（大島・橋地区）の整備を推進

④住宅の整備

(1) 公営住宅の整備

子育てを行っている若者世帯に安心して子育てができる良好な住宅環境を備えた若者定住促進住宅と公営住宅の計画的な整備・改築を推進します。

(2) 質の高い住環境の形成

若い世代がマイホームを建てたくなるような住宅用地の造成や、高齢者や障害者にも住みやすい住環境の形成に向けて、公共・民間を問わず、バリアフリー化や環境共生といった、時代の要請に対応した良好な住環境の向上に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
公営住宅の整備	公営住宅建設	バリアフリー化や環境共生など住環境の向上を図ると共に定住化を促進するため、公営住宅の建設、建て替えを推進
	若者定住促進住宅建設事業	子育てをする若者世帯の経済的負担の軽減、過疎地域の活性化等子育て世帯の定住を目的とした住宅建設
質の高い住環境の形成	若者定住促進住宅用地造成事業	基幹産業等に就業する若者、UJターンで新町に定住する若者等を対象に住宅用地を造成

2 地域の安全を守る事業

山と海に囲まれている新町では、地震や暴風雨などによる土砂流出や高潮、河川の氾濫など、自然災害による被害を最小限に抑えることが重要なことから、適切な治山治水事業による町土の保全に努めるとともに、進展する高齢社会に対応した総合的な地域安全対策を図り、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

①町土の保全対策の推進

(1) 海岸保全対策の推進

生活の安全性向上の強化に向けての海岸保全として、高潮・侵食対策のための離岸堤・護岸等の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化・長寿命化対策に取り組みます。

(2) 低地浸水防止対策の推進

ゼロメートル地帯や低地の民家への浸水被害を防止するため、道路改良、下水道と排水路の整備を推進します。

(3) 治山治水対策の推進

危険箇所を把握し町民に周知するとともに、急傾斜地対策、地すべり対策、河川の氾濫防止に向けた改修整備など、町土の治山・治水対策を推進します。

また、治山対策と水源涵養機能維持につながる森林保全に努めます。

(4) 道路灾害の防除対策の推進

地震や暴風雨などの自然災害に備え、道路法面の補強や橋梁（大島大橋）の補修対策等を推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
海岸保全対策の推進	海岸保全施設整備事業	漁港区域等の高潮・侵食対策としての、海岸の保全対策（護岸・離岸堤・樋門等）
	海岸堤防等老朽化対策事業	海岸保全施設（護岸・離岸堤・陸閘・樋門等）の老朽化・長寿命化対策
	海岸局部改良事業（県）	離岸堤の新設・嵩上げ（大島地区）
	海岸高潮対策事業（県）	護岸の改良、離岸堤等の整備（大島地区、橘地区）
	海岸侵食対策事業（県）	護岸の改良等（久賀地区）
低地浸水防止対策の推進	排水路整備事業 排水ポンプ整備事業 漁業集落環境整備事業	自然災害等から低地の浸水を防止するため、排水路、排水ポンプ等を設置
	砂防事業（県）	砂防えん堤・砂防河川整備（大島、東和、橘地区）
治山治水対策の推進		

	急傾斜地崩壊対策事業（県）	急傾斜地の崩壊対策（大島、東和地区）
	地すべり対策事業（県）	地すべり防止対策（久賀地区）
	河川護岸整備事業	河川氾濫等自然災害から町土を保全
道路災害の防除対策の推進	道路災害防除事業（県）	県道の防災対策（大島、東和、橋地区）
	道路補修事業（県）	橋梁補修・耐震対策（大島大橋）

②港湾施設の整備

(1) 港湾機能の整備

交流圏の拡大による地域活性化に向けて、物流基地、定期航路基地などの機能に応じた、施設整備を推進します。整備にあたっては、周辺整備と合わせて親水性を高める機能の向上を図ります。

(2) 交流拠点港の機能充実

交流圏の拡大に向けて、国道整備や海上交通ルート（フェリー）の増強と歩調を合わせて、四国地方等との玄関口となる交流拠点港の機能充実を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
港湾機能の整備	港湾改修事業（県）	防波堤、浮桟橋の改修等（久賀、橋地区）
交流拠点港の機能充実	ポートビル整備事業等	ポートビルの整備、既存施設改修等（東和地区）

③消防・防災対策の充実

(1) 防災計画の策定

町民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりに向けた総合的な防災対策を推進するため、現実的な課題への対策を網羅した防災計画を様々な状況の変化に対し、実情に即した見直しを行い、着実な実施を図ります。

(2) 消防体制の強化

広域消防体制の強化とともに、消防団組織との連携体制の強化を図ります。

消防団組織においては、特に青年層の団員確保とともに、消防団組織の再編等を踏まえ、防火水槽の設置など消防設備の増強に努めます。

(3) 迅速な災害情報の伝達

災害警戒情報や避難勧告・災害時の被災状況など、緊急かつ重要な防災情報を迅速に伝達が行えるよう、防災行政無線を含めた災害情報伝達システムを整備します。

(4) 避難体制の強化

災害時又は災害が予想される場合、緊急避難が円滑に行われるよう、緊急避難道路及び避難所を整備します。また、自主防災組織の充実強化を図り、自助・共助による避難体制を強化します。特に災害時要援護者の避難支援体制については、地域と連携を図りながら強化します。

(5) 防災意識の高揚

広報活動、防災訓練などを通じて、町民の防災意識の高揚と災害発生時の適切な行動による、被害の防止に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
新防災計画の策定	新町地域防災計画	新町の地域防災計画の策定
消防体制の強化	消防施設整備事業（防火水槽・小型動力ポンプ・小型動力ポンプ積載車・消火栓設置/格納庫等整備）	防火水槽の整備等、消防施設整備
迅速な災害情報の伝達	災害情報伝達システム開発事業	地域住民の安全を確保する災害情報伝達システムとして、防災行政無線等を活用した情報伝達基盤の整備・更新
避難体制の強化	避難道路整備事業、避難所整備事業、自主防災組織の充実強化	災害発生時に円滑な避難ができるよう避難道路及び避難所の整備
防災意識の高揚	防災訓練/防災意識の高揚	大規模災害の発生を想定した避難訓練の実施、災害に対応できる防災意識の啓発

④交通安全・防犯対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

交通安全対策を計画的、効率的に推進するために、新町交通安全計画を策定し、広報活動の充実、子どもや高齢者をはじめとした住民に対する交通安全教育の実施など、町民の交通安全意識の向上に努め、交通事故防止対策を推進します。また、交通事故の当事者への相談体制の充実など、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 交通安全施設の充実

快適で安全な暮らしの実現に向けて、交通危険箇所の改良・整備とともに、子どもや高齢者など交通弱者が安心して通行できる交通安全施設の計画的な整備を図ります。

(3) 防犯対策の推進

犯罪のない明るいまちづくりに向けて、地域防犯活動の充実、防犯教育の充実、大きな交差点への道路照明の設置、契約や商取引でのトラブル防止のための情報提供を実施するとともに、警察や地域との連携による地域防犯体制の一層の強化を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
交通安全対策の推進	新町交通安全計画の策定	新町の交通安全計画の策定
交通安全施設の充実	交通安全施設整備事業（横断歩道・信号機・歩道の設置等）	歩行者等の安全確保を図るため、交通安全施設を整備
防犯対策の推進	防犯意識の高揚	住民に対する防犯意識の啓発、地域防犯活動・防犯教育等の推進

3 地域の産業を生かす事業

豊富な地域資源を最大限に生かした多彩な産業の振興に向けて、基幹産業である農林水産業の一層の振興を図るため、6次産業化による総合的かつ一体的な取組などにより、地域の賑わいを創りだす商業や地場産業の活性化、交流人口の拡大を目指す観光・交流産業の推進、地域特性を生かした新しい産業の創造などを積極的に推進し、地域経済の発展と就労機会の拡大、ひいては定住化の促進などを進める適切な基盤整備とそれを活用する事業推進を図ります。

①農林業の振興

(1) 産地化の推進

市場で競争力のある農産物の産地化に向けて、各種設備の近代化とともに、かんきつ類の品種改良と畜産堆肥等を活用した循環型技術による水稻・野菜・果樹の生産、温暖・少雨の気候と高齢者作業に適した軽量で高収益が期待できる農産物の産地化、環境と共生した計画的な畜産の推進、多彩な特産品の開発など、“安全でおいしい”高品质な農産物の生産と供給量の拡大を、農業協同組合と連携して推進します。

(2) 生産基盤・生活環境の整備

産地化を進めるため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用と農地中間管理機構の活用を進め、耕作放棄地の発生防止と優良農地の維持に努めます。また、ほ場・農道整備や用排水路の整備、農業集落排水施設の整備や浄化槽の設置などを進め、農業生産基盤の整備と農村集落の生活環境の向上を総合的に推進します。

(3) 生産体制の強化

生産者が高齢化する中で生産性を向上するため、認定農業者制度を活用した中核農家の育成とともに、地域集団生産体制の確立、農業経営の法人化を進め、生産性の効率化と省力化を農業協同組合と連携して推進します。

また、新町の農業振興の中心組織である農業協同組合の生産体制強化等に向けて諸施策を支援していきます。

(4) 担い手の確保・育成

農業の担い手として確保・育成を進める中で、農業体験の仕組みづくりとしての営農塾や帰農塾の推進、収穫期の労働力支援につながる大島みかんサポーター制度の充実、グリーンツーリズム（滞在型農業体験）の普及、そして農業次世代人材投資資金の活用などにより多様な就農機会の拡充を図り、青年やU・J・Iターン者など、将来にわたる農業の担い手確保につなげます。

(5) 流通・販路の多様化

市場を中心に、中国・四国地方など広域的な流通ルートの開発、観光・交流拠点の直販施設の

拡充、家庭・学校・町内の飲食店での地産地消の推進、インターネットを活用した販路の開発など、時代に応じた流通・販売の多角化を推進します。

(6) 鳥獣被害の防止対策

鳥獣による農作物被害は全国的に深刻化しており、このことが営農意欲の低下や耕作放棄地の増加を招くことから、有害鳥獣の捕獲や農地の侵入防止柵の設置等により、鳥獣による農作物の被害防止対策に取り組みます。

(7) 林業の振興・森林の保全

計画的な造林・伐採・保育を進め、森林の経済的機能の向上とともに、森林の管理・保全体制を強化し、森林の有する地球環境保全、水源涵養、土壌保全、生物多様性保全といった森林の公益的機能の向上を図ります。

また、しいたけやたけのこなどの生産のほか、竹炭など加工品の生産を進め、特用林産品の产地化を推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
産地化の推進・生産基盤の整備・生産体制の強化・鳥獣被害の防止対策	広域営農団地農道整備事業（県）	広域農道の整備（大島、橘地区）（再掲）
	県営一般農道整備事業（県）	農道の整備（久賀、東和、橘地区）
	県営農村振興総合整備事業（県）	農道、農業集落道、排水機場等の整備
	農村振興総合整備事業	農業集落道、集落防災安全施設等の整備
	単県農山漁村整備事業	農道、農業集落道、農業用かんがい排水路、集落排水路、集落防災安全施設、ため池等の整備、林道改良、コミュニティ施設整備
	地産・地消対応型園芸産地育成事業	産地と消費地の近接性を生かして、競争力のある商品を供給する体制を整備 小規模土地基盤整備、栽培管理施設整備、共同利用施設等整備
	ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業	産地の課題・特徴に応じた生産から流通に至る効率的な生産流通体制の整備を進め、特色ある産地を育成 小規模土地基盤整備等
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対して直接支払を実施
	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動及び地域資源の適切な保全管理を推進するための支援を実施

	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)	ため池の整備、改修整備
	県営中山間地域総合整備事業(一般型)	農業生産基盤整備、農村生活環境整備等
	県営中山間地域総合整備事業(広域連携型)(県)	農道、用排水施設、農村公園等の整備
	県営中山間地域総合農地防災事業(県)	農業用用排水施設等の整備
	農地保全整備事業(県)	農地侵食の防止(東和地区)
	ふるさと農道緊急整備事業(県)	農道の整備(東和地区)
	農地整備事業通作条件整備(保全対策型)(県)	擁壁補強、橋梁補強、法面保護、路面補修、流末水路工、農道管理工
	農地整備事業(耕作放棄地型)(県)	農道整備、用排水施設整備、区画整理等(久賀、戸田、日良居地区)
	農村地域防災減災事業(県)	ため池の改修等
	里地棚田保全整備事業	里地の環境創造区域や棚田において、農業生産基盤の整備、多面的機能を維持保全するための施設整備 農道整備、かんがい排水整備、集落防災安全施設整備(大島・東和・橘地区)
	放任園活用事業	農地有効活用、新作物の導入
	周防大島かんきつ産地いきいきモデル事業(県)	雇用労力の育成確保、企業的経営モデルの実証等
	鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣の捕獲及び鳥獣の侵入を防ぐ農地を囲む柵の整備
	鳥獣害に強い集落づくり事業(県)	住民自らが集落ぐるみで被害防止対策を取り組む
担い手の確保・育成	農業次世代人材投資事業(準備型・経営開始型)	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し支援するため
	大島農業担い手就農支援事業	新規就農希望者に対し研修等、新たな担い手の育成するための支援
	定着支援給付金給付事業	法人が新規就業者に対し、農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を修得させるなどの育成、定着のための支援
林業の振興・森林の保全	森林環境保全整備事業	水土保全を重視する森林を対象に計画的・総合的な森林を整備 下刈り・間伐・枝打等森林の整備(橘地区) 林道の整備(大島地区)
	森林整備地域活動支援交付金事業	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による森林経営計画作成促進、施業集約化の促進、作業路網の改良活動等に対し支援

②水産業の振興

(1) 「つくり育てる漁業」の推進

水産資源の保護育成に向けて、種苗放流を積極的に推進するとともに、一人ひとりが資源管理に努め、幼稚魚の育成漁場及び漁業資源の維持を図るため、既存の天然礁を保全しながら、新たな魚礁を整備し、漁場環境の改善を推進します。

(2) 漁港・漁村環境の整備

生産基地としての機能性と安全性の向上のため、漁港の整備と施設の近代化を、各漁港の機能に応じて整備するとともに、既存施設の老朽化・長寿命化対策に取り組みます。また、町内にある水産物集荷場の適正な配置を進めます。

漁村集落の生活環境の向上のため、漁業集落排水施設の整備を中心とした環境基盤の整備を推進します。

(3) 特產品の開発・流通体制の強化

豊富な水産物の付加価値を高めるため、地元に伝わる食文化を生かした特產品の開発に取り組みます。また、農業と同様に、市場を中心に、広域的な販路の拡大、観光・交流拠点の直販施設の拡充、家庭・学校・町内の飲食店での地産地消の推進、インターネットを活用した販路の開発などを推進します。

(4) 経営体制の強化

漁業経営の近代化と快適な就労環境づくりに向けて、関係機関と連携して、若手漁業就業者や女性部を中心とした研修や他団体との交流促進などを実施し、技術習得や経営能力の向上に努めます。また、設備の近代化に対する支援制度の拡充を図ります。

ブルーツーリズム（滞在型漁業体験）・観光型漁業の普及や農業団体と連携した交流機会の拡充を図り、U J I ターン就業者による担い手の確保につなげます。

また、新町の漁業振興の中心組織である漁業協同組合の経営基盤強化等に向けて諸施策を実施していきます。

主要施策	主要事業	事業概要
「つくり育てる漁業」の推進・漁港・漁村環境の整備・流通体制の強化	内海東部地区漁場環境保全創造事業（県）	藻礁ブロック設置による藻場の整備
	地域水産物供給基盤整備事業	共同漁業権の区域内等地先の漁場と漁港等の一体的な整備
	広域水産物供給基盤整備事業	水産基盤の拠点整備、大規模な漁場整備 漁港整備、魚礁設置、海底清掃等
	漁港漁場機能高度化事業	効果的・効率的な漁港・漁場・漁村づくりを整備推進 漁港施設整備、防波堤整備

	漁港漁場機能高度化保全事業	漁港施設の老朽化・長寿命化対策
	漁港環境整備事業	漁港の機能向上と周辺集落の生活環境の改善
	漁場環境保全創造事業	効用の低下している漁場の生産力回復整備 魚礁設置、海底清掃等
	漁業経営構造改善事業	産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進 水産荷捌施設・漁船修理場施設・漁具倉庫・給油施設整備、製氷機設置
	ニューフィッシャー確保育成推進事業	新規漁業就業者確保・定着の推進
	単県農山漁村整備事業	漁港の周辺整備
	水産基盤整備単独事業	船揚場・製氷機等改修整備
	種苗放流育成事業	種苗放流事業を支援
	多角的販路開拓事業	観光型漁業・漁業版道の駅（みなとオアシス）・地産地消直販施設、ネット販路の拡大

③商工業の振興

(1) 脳わいのある拠点づくり

商業の活性化が図られるよう、地域の人が交流する機会や機能を有する、脳わいのある地域拠点づくりを進めます。

(2) 事業展開への支援

高齢者世帯を対象とした宅配システムや巡回型店舗の展開など地域密着型事業の推進、製造・配送・販売などのネットワーク形成、店舗の共同化などへの支援、経営の合理化・近代化を進める研修の実施など、これから商業振興に向けて、商工会と連携した事業者支援策を展開します。

(3) 地場産業の振興

小規模商工業者に対する融資・助成などの支援や経営相談・指導を商工会と連携して実施し、地場産業の振興を図ります。

また、多様なネットワークを活用し、農水産物や自然資源を生かすことのできる事業者の誘致を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
商工業の振興	商工業者に対する融資制度	小規模商工業者に対する融資・助成などの支援
	商工振興事業	商工会と連携し、地元に密着した商業展開の支援

	地場産業振興ネットワーク事業	地域資源・素材を活用した付加価値が高く魅力的で販売力をもつ大島ブランド商品の開発と流通・販売ネットワークの構築
--	----------------	---

④観光産業の振興

(1) 観光・交流拠点の充実

新町に伝わる歴史、民俗、文化をはじめ、各種観光・交流施設（温泉、海水浴場、キャンプ場、スポーツ、釣りなど）など、有形無形の地域資源を生かした観光・交流拠点の充実と開発を図ります。

また、新町を訪れる観光客に対して観光イベント情報等を的確に提供できるよう情報基盤の整備や情報提供の拠点整備を進めるとともに、外国人観光客を魅了する魅力の創出や受け入れ環境の整備・充実を図ります。

(2) 体験型観光・交流の推進

農林水産業との調和を図りながら、豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズム（滞在型農業体験）やブルーツーリズム（滞在型漁業体験）の普及を図り、“心のふれあい”を大切にした体験型観光・交流活動、体験交流型教育旅行などを推進します。

(3) 観光・交流活動のネットワーク化

魅力あふれる観光・交流の拡大に向けて、新町の観光・交流資源を相互連携したネットワーク化と周遊ルートの開発に取り組みます。

テーマや年齢層に応じた魅力的かつ多彩なメニューツアーワーク型観光・交流活動の推進、案内板等のデザイン統一、農林水産業・商業との連携など、新町全体のスケールを生かす観光・交流の振興を図ります。

(4) 広域観光の推進

中国地方や四国地方とも連携し、瀬戸内海にある多彩な資源を生かした広域的な観光ルートや通年型観光の開発、観光PRや情報発信など、関連市町村や民間事業と連携して取り組みます。

主要施策	主要事業	事業概要
観光・交流拠点の充実	観光施設維持管理・整備事業 温泉施設改修事業 情報提供拠点整備事業	観光拠点施設の整備、観光イベント情報等を提供する情報基盤の整備、情報提供の拠点整備
体験型観光・交流の推進	滞在型観光システム開発事業 (グリーンツーリズム・ブルーツーリズム)	魅力あるグリーンツーリズム（滞在型農業体験）、ブルーツーリズム（滞在型漁業体験）の企画開発、体験型観光・交流活動、体験交流型教育旅行などを推進

観光・交流活動のネットワーク化	観光周遊ルートの開発 統一観光案内板設置事業	新町の観光・交流資源を相互連携したネットワーク化と周遊ルートの開発
-----------------	---------------------------	-----------------------------------

⑤新たな複合産業の振興

(1) 地域特性の複合化

地域特性を最大限に生かした地域全体の活性化に向けて、高齢者の知識や技術を生かした起業、増加する福祉や教育に対する要望に対応した起業、自宅や廃校を利用した在宅・近接勤務、整備するＩＴ（情報技術）関連基盤を生かした起業、農林水産業や商工業と連携した観光・交流産業の振興など、地域の持つ多様な特性を複合化させて、産業の新たな展開を図ります。

(2) 事業化のための環境づくり

地域特性を生かした多様な事業展開や就労形態の実現に向けて、経済団体、民間企業、地域との連携を図り、学習機会の提供や異業種交流機会の設置など、事業化のための環境づくりを推進します。

(3) 地域イメージの確立

地域活性化に向けた新町のイメージアップを図るため、特産物を生かした新しい商品開発、イメージキャラクターの開発、多様なメディアを活用した情報発信などを積極的に推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
地域特性の複合化	異業種交流による起業化促進	既存産業の区分に固執することなく、産業間の連携・協力により起業化を促進する
事業化のための環境づくり	総合化産業の振興 ニュービジネス起業支援対策	地場の1次産品の生産と商品の加工や付加価値化に合わせて、商品のサービス化や流通に至る産業の統合化を推進する。また、これに至る起業化の支援

4 交流で新たな連携を拓く事業

国際交流をはじめとする従来からの交流活動を一層活発に行うことに加えて、インターネットなどによる21世紀の新しい情報交流基盤を整備し、人・モノ・情報の飛躍的な交流拡大を図ることで、地域づくりの加速化、産業の振興、生活の快適性の向上、定住化の促進などにつながる、地域全体の活性化を推進します。

①地域づくりへの支援

(1) 地域づくり体制の強化

地域の自治意識の高揚と主体的な地域づくりを積極的に支援するため、地域づくりへの人材派遣・経済的支援を充実します。

(2) 地域の拠点づくり

各地区の活動拠点づくりに向けて、コミュニティセンターなどの機能充実を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
地域づくり体制の強化	地域づくり支援対策 住民活動支援事業	自治会・コミュニティ組織の体制強化を促進、住民主体のまちづくりの活動推進及び支援、人材の育成支援
地域の拠点づくり	コミュニティセンター整備事業	地域が主体となった地域づくりの取組みの推進と自治意識の高揚を図るためのセンターを設置

②交流事業の促進

(1) 地域間交流の推進

活発な地域間交流を展開するため、民俗、歴史、スポーツ、町人会など、あらゆる分野、あらゆる“つながり”を活用して、町民や地域を主体とした多彩な交流事業を推進します。

(2) 国際交流の推進

移民を多く輩出した歴史的な繋がりから姉妹島交流の締結を行っている米国ハワイ州カウアイ島との国際交流をさらに発展させ、児童・生徒、青年、高齢者などにわたる広範囲な交流を図り、国際感覚を身に付けた次代を担う人材育成を推進します。

(3) 地域の国際化の推進

青少年の国際感覚を養うため海外派遣研修事業を進めるとともに、国際感覚に優れた次代を担う青少年の育成に努めます。

また、主要施設の外国語案内の設置、観光拠点での外国語対応の普及など、互いに協力しあう

地域づくりを推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
交流事業の促進	ふるさと交流事業 各地町人会交流事業 地域間交流事業	住民や地域を主体とした多彩な交流事業を推進
	国際友好・交流事業	姉妹島ハワイ州カウアイ島等との国際交流を推進
	少年少女海外研修事業	青少年の国際感覚を養うため海外派遣研修事業（少年の船による韓国の子供たちとの交流）

③新たな時代の定住対策の推進

(1) 定住促進対策の推進

移住・定住希望者に対する田舎暮らし体験住宅の提供や空家の情報発信など、定住促進に向けた積極的なPR活動を行っていきます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
定住促進対策の推進	移住相談、情報提供、移住体験ツアー お試し住宅 空家情報提供システム	移住・定住希望者のための移住相談、情報提供、移住体験ツアー、お試し住宅による田舎暮らしの体験、空家の紹介等を行い人口の社会増を図る

④情報システムの構築

(1) 地域情報化の推進

高度情報社会における地域情報化を促進するため、新町の地域情報化計画に基づき、情報通信基盤の地域格差（デジタルデバイド）を解消していきます。

(2) 高速情報通信網の整備

新町の地域情報化計画に基づき、高速情報通信網の整備を図ります。

(3) 高速情報通信網の活用

将来を展望した地域情報化計画を推進する中で、周防大島における高齢化社会に適した情報通信基盤の活用方策について調査・検討し、コミュニティ活動の活性化、産業の活性化、学校教育や生涯学習への活用、高齢者対策をはじめとする健康福祉施策への活用、行政サービスの充実と効率化を図る府内LAN（府内情報通信網）の整備など、多くの分野で利便性向上や新たな可能性を拓く高速情報通信網の活用を図ります。

(4) 情報通信施設の整備

地上デジタルテレビ放送難視聴地域の解消とともに、簡易型の移動通信用鉄塔施設を整備し、電気通信格差の是正を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
地域情報化の推進	地域情報化計画の推進	地域格差の解消、情報通信基盤の活用
高速情報通信網の整備・活用	高度情報通信基盤の整備	光ファイバー網整備、地域インターネット基盤整備事業等の推進、電子自治体(基幹業務、情報系、LGWAN、インターネット、住基ネット、テレビ会議)、CATV、フリーwi-fi、IP電話、インターネット(住民)、介護ネット、遠隔医療、電子見守りシステム、健康管理システム、図書館ネット、学校教育ネット、地上デジタルテレビ放送対応など
情報通信施設の整備	移動通信用鉄塔施設整備事業	携帯電話等の利用可能な地域を拡大するため、移動通信用鉄塔施設を整備
	民放テレビ放送難視聴解消事業	テレビ・ラジオ放送の難視聴解消、受信障害の解消

II にこにこのあるまちづくり（創造）

大島郡独自の風土・文化の継承と創造に向けて、地域の協力を基本にした自然環境の保全と次世代の育成に取り組み、21世紀を通して住民の笑顔（にこにこ）が輝くまちづくりをめざします。

1 地域の環境を守る事業

21世紀を通じて、大島特有の大切な資源として守り育てていくため、計画的な土地利用を推進し、豊かな自然環境を保全するとともに、一人ひとりの環境意識の醸成を基本とする環境美化と公害防止を推進します。

①自然環境の保護と活用

(1) 森林の保全

生態系の維持や地球温暖化の防止、水源涵養など公益的機能の維持を図るため、河川や森林の保全を推進します。

(2) 自然環境の保全と創出

乱開発を防ぐ適切な土地利用に努めるとともに、河川、港湾、海岸などの施設整備は、自然環境の保全と創出に資する工夫を取り入れるよう努めます。また、ニホンアワサンゴ等の生息する海域公園地区の自然環境の保全を推進します。

(3) 自然環境の活用

豊かな自然環境を、学校や生涯学習における環境教育、レクリエーション活動、森林浴など、人材育成と交流活動の場として活用するとともに、公共施設や遊休地を活用した自然エネルギー施設の導入を図ります。また、海域公園地区におけるニホンアワサンゴ等を観光資源として活用します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
森林の保全	森林整備事業	造林や間伐など民有林等の適正な保全、林道の整備など生産基盤の整備
自然環境の保全と創出	自然環境保全事業	自然環境保全に係る条例等の制定を検討
自然環境の活用	自然エネルギー施設の導入	公共施設や遊休地を利用した太陽光発電施設などの導入

②環境の保全と公害防止の推進

(1) 環境意識の向上

自然や環境のみならず資源やエネルギーを大切にする心を育み、地球全体の環境を守る意識を町民一人ひとりが持つよう、学校教育や生涯学習、広報活動による環境教育の充実を図ります。

(2) 水質の保全

大切な海を美しいまま次世代に残すために、生活排水対策として適切な処理基盤の整備を推進し、河川や用排水路の水質保全を図ります。

(3) 公害防止対策の推進

健康的な環境づくりに向けて、大気汚染や不法投棄、騒音などを防ぐため、公害の発生源の特定と汚染防止に向けた監視・指導体制の強化を一層進めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
環境の保全と公害防止の推進	環境教育の促進	地域・学校・職場等での学習機会の充実を推進

③環境美化の取り組み

(1) 環境美化の推進

良好な住環境の保全に向けて、町民や地区を主体とした身近な公園や道路などの美化活動、緑化活動を推進し、高齢者が多い地区では、町民とボランティア団体が協力して、環境美化活動を推進します。また、放置され、管理不全な状態の空き家については、生活環境の保全、安全安心なまちづくりのため、自治会等と協力して助言や指導を行います。

(2) 環境美化意識の高揚

ガーデニングコンテストや環境美化に関する貢献者表彰などを行い、環境美化意識の高揚を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
環境美化の取り組み	公衆便所設置事業	公衆便所の設置・改修
	緑化活動推進事業	地域住民やボランティア等による活動の推進・支援

④計画的な土地利用の推進

(1) 計画的な土地利用の推進

公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。

(2) 適切な土地利用の推進

各種計画等で土地利用が規制されている地区については、各種制度に応じた適切な土地利用がなされるよう努めます。

(3) 市街地の整備

拠点機能の充実と豊かな自然環境との調和を図るため、市街地の着実な整備を進めるとともに、市街地周辺地域については、良好な生活空間の形成に向けて、適切な土地利用に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
計画的な土地利用の推進	都市計画マスターplan等の策定	適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るためマスターplanの策定や農振地域の見直しを行い、計画的な土地利用の推進を図る

2 地域の生活基盤を整える事業

時代に求められている環境保全と生活の快適性向上との両立を図るため、一人ひとりの環境意識に支えられた資源循環型社会の実践と、それを支える生活環境基盤の整備を推進します。

①水道施設の整備

(1) 水源の確保

柳井地域広域水道企業団からの受水により安定した水の供給確保を図ります。

(2) 給配水施設の改良・整備

簡易水道給水区域の見直し及び既存の給配水施設の改良・更新を推進します。特に、離島の水源調査と海底送水管整備、未給水世帯への水道施設の区域拡張を推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
水源の確保	柳井地域広域水道企業団からの安定受水対策	水の安定供給確保を推進
給配水施設の改良・整備	簡易水道施設基幹改良事業	安定供給を確保するため、簡易水道施設を整備
	離島海底送水整備事業	離島の水源調査と海底送水管を整備

②下水道施設等の整備

(1) 下水道等の整備

下水道事業等の計画的な推進により、健康で快適な生活環境の整備を図ります。地域の特性や住民意向との調整を図りながら公共下水道事業や農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽の設置など地域の実情に合った効果的・効率的な下水処理基盤整備の推進を図ります。

また、下水道施設の長寿命化（ストックマネジメント）計画を策定し、施設の延命化を図ります。

(2) し尿処理施設の維持

現有の「し尿処理施設」の処理機能を維持するため、適切な管理に努めると共に老朽化に伴う施設更新計画を推進します。また、離島における、し尿処理の体制を整えます。

主要施策	主要事業	事業概要
下水道等の整備	特定環境保全公共下水道事業 ストックマネジメント事業	下水道未整備地域における公共下水道の整備 設備機器の更新整備 公共施設下水道接続整備
	農業集落排水事業 農業集落排水資源循環統合補助事業 漁業集落排水事業 浄化槽設置整備事業 ストックマネジメント事業	効果的・効率的な処理基盤の整備 設備機器の更新整備
し尿処理施設の維持	し尿処理施設更新事業	老朽化に伴う、し尿処理施設を整備
	離島し尿処理施設整備事業	離島における、し尿処理体制の整備

③ごみ処理とリサイクルの促進

(1) 資源循環型社会の推進

町民一人ひとりが美しい周防大島の環境を次世代に手渡す使命感を抱き、広報などを通じて資源循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）意識の浸透を図ります。

事業者や町民に対しては、再利用や再生利用が可能な商品などの販売・購入を促進するとともに、行政は物品調達に関するリサイクル商品の購入（グリーン購入）に努めます。

(2) ごみの減量化・再資源化の推進

家庭からのごみ排出量を限りなく“ゼロ”に近づけるため、資源の有効利用とリサイクルへの啓発活動を推進し、分別回収の徹底に努め、リサイクル施設整備による減量化・再資源化を図ります。

(3) 一般廃棄物最終処分場の確保

逼迫する新町の一般廃棄物最終処分場確保のため、リサイクル施設を併設した、当該処分場の整備を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
一般廃棄物最終処分場の確保	リサイクル施設・最終処分場整備事業	一般廃棄物最終処分場等の整備
	ごみ処理施設整備事業（パッカー車・ダンプ車）	ごみ収集車等の整備

3 生き生きとした人をつくる事業

次代を担う人材育成と、高齢社会における健康と生きがいづくりを支える環境の形成に向けて、子どもたち一人ひとりを大切にした学校教育の充実、「だれでも、いつでも、どこでも」、学び、ふれあい、楽しむことのできる生涯学習と生涯スポーツ環境の充実を推進します。

そして、学校教育と生涯学習推進の基礎となる人権尊重の精神を重んじた社会の実現に努め、一人ひとりのやる気と元気が築き上げる社会をめざします。

①学校教育の充実

(1) 個性を大切にする教育の実践

新町独自の教育方針のもと、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育体制の充実を図り、確かな学力と情報化・外国語教育の充実対策事業など国際化に対応できる能力を身に付けるとともに、地域の人材や資源を活用した体験学習による心の教育、表現活動や運動、給食などによる心身の健康づくりを推進します。

(2) 教育施設の充実と適正配置

21世紀にふさわしい人材育成に向けて、教育環境の向上を図るため、教育施設・設備や給食センターの整備・充実を推進します。

すべての児童生徒が平等で適切な教育を受けられるよう、通学手段を確保しながら、地域の実情に応じた通学校区の設定を行い、学校施設の整備改善及び小中学校の適正配置と統廃合により廃校となった跡地の有効活用の推進に努めます。

また、学校施設長寿命化計画に基づき効率的かつ効果的に老朽化対策に取り組みます。

(3) 地域との連携強化

コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを生かして、学校や地域での行事への相互参加、学校施設の有効利用、文化団体・スポーツ団体と連携したクラブ（部）活動、事業者と連携したインターンシップ制度（在学中の就業体験制度）の拡大など、地域と学校との連携体制の強化を図ります。

(4) 相談体制の充実

悩みを持つ子どもや保護者が気軽に相談ができるよう、身近な相談体制の充実とともに、問題の早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携強化を推進します。

(5) 教職員住宅の整備

児童・生徒の地域活動や教育活動の促進、さらには地域に密着した教育等を推進するため、教職員住宅の整備を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
教育施設の充実と適正配置	公立学校施設耐震診断事業 学校施設（校舎・屋内運動場）整備事業 校舎改修整備工事 廃校舎跡地等の利活用事業 ＩＣＴを活用した教育事業 外国語教育の充実対策	教育施設の耐震補強工事、長寿命化計画に基づく老朽化の進む小中学校の校舎・体育館等の整備・改修 廃校舎跡地等の活用促進 充実した教育カリキュラムの推進
相談体制の充実	教育相談員設置事業	安全で安心な教育環境づくりを推進するため相談員を設置し、問題の早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を強化
教職員住宅の整備	職員住宅改築事業	老朽化の進む職員住宅の改築

②生涯学習機能の充実

(1) 生涯学習の啓発

生涯にわたる生きがいづくりを促進するため、町民一人ひとりの学習意欲の喚起に向けた啓発活動とともに、自主的な生涯学習活動団体・組織の育成、行政と各種団体とのネットワークづくりを推進します。

(2) 特色ある学習プログラムの実施

町民の学習意欲の向上につながるよう、学習情報の提供に努めるとともに、青少年から高齢者まで各年齢層の学習ニーズに応じた、地域の人材や資源を活用した多様な学習プログラムの充実を図ります。

(3) 生涯学習施設の充実

町民の学習活動を支援する環境づくりに向けて、図書館、地区公民館などの整備・充実を図るとともに、生涯学習拠点の整備充実と施設相互の連携を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
生涯学習機能の充実	生涯学習活動推進事業 公民館等バリアフリー化推進事業 図書館施設整備事業 社会教育施設整備事業	生涯学習の推進 公共施設の段差の解消を図り、移動のバリアフリー化を推進 図書館施設整備・ネットワーク化的推進 社会教育施設の耐震化や改築を図り、老朽化した設備の改修の推進

③一人ひとりを重んじる社会の構築

(1) 人権が尊重される地域づくり

住民一人ひとりが、人権を尊重する意識を高めることが大切で、学校、地域、各種団体、企業等のあらゆる場で人権教育の推進を図るとともに、主体的な取り組みの展開を促すよう啓発活動に努めます。

(2) 男女共同参画意識の醸成と推進

男女が性別に関わりなく、様々な分野に参画でき、その個性と能力が十分に發揮できるよう、家庭、地域、学校、各種団体、事業者、行政がそれぞれの活動の中で、男女共同参画意識の醸成と実現を図ります。

(3) 仕事と子育ての両立支援

男女が共に活動しやすい環境づくりに向けて、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と子育てとの両立支援に努めます。

(4) 人権侵害のない社会づくり

セクシュアル・ハラスメントの防止とともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする、主に女性に対するあらゆる人権侵害防止に向けて、広報などによる情報提供、相談体制の充実、関係機関との連携強化を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	男女平等な立場での地域社会への参画、審議会委員等への女性登用の推進、地域における女性等の活動支援

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

(1) 生涯スポーツの推進

町民相互の交流促進によるまちの一体化の醸成と一人ひとりの健康づくりのため、子どもから高齢者まで生涯を通じて活動できる総合型地域スポーツクラブの育成やプログラム開発など、生涯スポーツの推進を図ります。

また、誰でも楽しめるスポーツ大会やレクリエーション教室の実施とともに、新町の特色を生かした新たなイベントを開催します。

(2) 施設の整備・充実

町民が身近でスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、学校体育施設の一層の開放、グラウンドや体育館の充実、施設相互の連携を図ります。

(3) 指導体制の強化

町民の生涯スポーツ・レクリエーション活動の活性化に向けて、総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体・組織の育成・強化及び研修会・講演会を通じた、スポーツ推進委員など、生涯スポーツリーダーの育成と資質向上を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
生涯スポーツの推進	スポーツイベント開催事業	地域で行われるスポーツ・イベント等への活動支援
施設の整備・充実	スポーツ施設整備事業	住民ニーズに対応した施設の整備
指導体制の強化	スポーツリーダー養成事業	熱意と能力ある人材の育成活動支援

4 豊かな地域文化を育てる事業

21世紀に求められるものは、心の豊かさであり、郷土への誇りです。地域文化は、先人の英知と郷土の深い歴史を伝える大切な財産です。各町が嘗々と伝えてきた文化を継承しながら、新しい文化を創造する地域活動の活性化を推進します。

①地域活動への支援

(1) 多彩な地域活動の促進

地域づくりを町民・地域・行政などが協働して行う地域文化の醸成に向けて、生涯学習をはじめ、子育て、地域福祉、環境保全、学校教育、観光・交流などあらゆる分野で、地域における協働の取り組みを実践します。

(2) ボランティア組織の育成

町民や地域の主体的な活動の活性化に向けて、ボランティア組織やNPO組織（民間非営利団体）の設立と活動への支援に努めます。

(3) 地域リーダーの育成

町民や地域の自主的な活動が一層活発に行われるよう、地区同士の交流や研修機会の拡充を図り、地域リーダーの発掘と育成に努めます。

(4) 青少年の健全育成

青少年の地域に対する愛着と誇りを高めるため、青少年団体の育成強化を図るとともに、地域行事や祭事などへの参加やボランティア活動など社会活動への参加を促進します。

また、国際交流活動による青少年の交流派遣を積極的に推進します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
ボランティア組織の育成	ボランティア組織の育成	ボランティア活動等の支援体制整備
青少年健全育成	青少年育成・組織の充実	時代を担う青少年育成・組織の強化

②文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術活動の活性化

町民の創造的な文化芸術活動を支援するため、新町での文化祭の開催、文化的な講座・学級の開催、優れた芸術文化の振興などを推進します。

(2) 文化芸術組織の育成

伝統的な行事、祭、芸能の保存・継承を図るため、町民主体の文化芸術組織の育成と支援を行います。また、子ども会や文化芸術組織と連携して、後継者の養成に努めます。

(3) 新たな文化の創造

歴史や伝統を生かした新しい文化の創造に向けて、町民と地域とともに行事やイベントを開催します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
文化芸術活動の推進	文化振興事業	文化事業推進のための諸施策の計画及び文化団体の連絡連携の強化と育成

③文化財・伝統文化の保護と継承

(1) 文化財の保存・活用

町内に存在する文化財について、資料調査や発掘調査を行い、貴重な文化財の保護・保存・整備に努めます。

(2) 郷土意識の高揚

郷土の歴史文化への理解を深めるため、資料館などの整備や活発な利用促進を図り、文化財等についての知識や各種調査の成果などを町民に広く公開します。

(3) 施設の機能充実

それぞれの地域に根付いた歴史、文化を後世に正しく伝承するため、既存の歴史民俗資料館等の充実とともに、新町全体の歴史、文化を知る機能の設置、施設相互の連携を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
文化財の保存・活用	文化伝承の館設置事業 史跡保存整備事業	民俗芸能伝承活動の促進
郷土意識の高揚	古文書館等施設整備事業	古文書等の保存管理や地域文化を公開展示する施設の整備
施設の機能充実	施設駐車場整備事業	観光の拠点施設としての機能を充実するため、大型バスの駐車場を整備
	歴史民俗資料館等整備事業	歴史民俗資料館施設整備と資料の保存整備

III 安心のあるまちづくり（連携）

少子高齢社会に対応した新町の創造に向けて、地域の協力を得ながら、子どもからお年寄りまですべての住民が安心して暮らすことのできる質の高い行政サービスの提供に取り組み、住民主体のまちづくりをめざします。

1 生涯現役を支え見守る事業

高齢社会における地域のあり方のモデル（先進事例）となるよう、健康寿命の延伸、自立の促進、地域支援の環境づくり、社会支援の充実と、一人ひとりの状態に応じた支援を行うことでのける仕組みづくりに向けて、町民・地域・行政が一体となって取り組みます。

①高齢者福祉の充実

(1) 自発的な活動を促す環境づくり

高齢者の生きがいづくりの充実に向けて、老人クラブの活動を支援し、生涯学習や生涯スポーツへの自発的な参加・活動を促す環境づくりに努めます。高齢者の知識や技能を活用し、地域社会へ貢献するため、シルバー人材センターの設置の検討、野菜づくり等の奨励と販路確保等により、社会参加を促進し、健康と生きがいづくりを推進します。

(2) 介護予防の推進

援護や介護が必要な状態になることを防ぐため、温泉施設等を利用した健康づくりや地域と協力しながら住民サロンの開催、自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象にしたふれあいデイサービス事業の実施、高齢者等毎日給食サービス事業等の拡充を図ります。

(3) 在宅介護の推進

介護支援専門員や介護サービス提供者の資質の向上、24時間ホームヘルプサービスの全町実施等、介護保険サービスの充実を図り、保健・医療・福祉の連携により、在宅ケア体制の強化を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
高齢者福祉の充実	温泉健康プラザ整備事業	健康増進のための運動浴・歩行浴プールの設置
	ふれあいデイサービス事業	家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、入浴、食事、身体状況に応じた日常動作訓練等のきめ細かなサービスを実施

	高齢者等毎日給食サービス事業	調理が困難な高齢者等に対して、居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を実施
	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態に備えて高齢者が安心して暮らせるよう緊急通報装置を設置
	ホームヘルプサービスの均質化	要介護高齢者等の負担の軽減を図るため、24時間ホームヘルプサービスの均質化を推進
	元気高齢者生きがいづくり促進事業	高齢者がもつ知識、技術、人的ネットワークを活用できる機会の提供、積極的な社会参画の促進
	介護保険施設整備事業	介護老人保健施設等の整備

②障害者（児）福祉の充実

(1) 自立支援の充実

障害者が、社会と関わり合いながら自立した生活を送ることのできる環境づくりに向けて、交流機会の拡充、情報のバリアフリー化、障害者（児）への保育・療育・教育体制の充実、職業訓練の充実と就労機会の確保、ユニバーサルデザインの普及、推進を図ります。

(2) 障害者支援の充実

障害者とその家族のQOL（生活の質）を向上するよう、ボランティアの育成、自らサービスを選択できる支援費制度の充実、福祉サービスの充実を図るためのサービス事業者の確保、年金・手当や扶助・割引など諸制度の周知徹底、専門家による権利擁護など相談体制の強化に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
障害者（児）福祉の充実	ユニバーサルデザインの普及	全ての人々に利用しやすい施設や設備のデザインの普及
	支援費制度の充実	利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者が自らサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用できる制度の充実
	障害者の雇用促進	社会参加を促すため、職業訓練の充実と就労機会の確保

③地域福祉の向上

(1) 福祉のまちづくりの推進

多様化する福祉ニーズに全町的に対応するため、社会福祉協議会との連携強化に努めます。また、新町の保健・医療・福祉関連機関、ボランティア組織、教育関係者、地区代表者などを含めた、連絡協議体制の強化に努めます。

一人ひとりの福祉問題や生活問題を地域全体の問題として捉え、住民の相互扶助機能である地域・自治会に、社会福祉協議会と連携した組織を検討し、地域住民の交流・促進、見守り体制を確立した福祉のまちづくりを推進します。

(2) ボランティア活動の充実

福祉教育の推進により、ボランティア意識の醸成、社会福祉協議会と連携したボランティア団体の育成・支援を図り、地域福祉の向上に努めます。

(3) 地域で安心して生活ができるように支援

日常生活上の判断が十分できない方々や日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する地域福祉権利擁護事業及び財産管理や身上監護についての成年後見制度利用支援を図るなど、あらゆる方面からの施策の推進を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
地域福祉の向上	情報のバリアフリー化の促進	地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、情報・コミュニケーション支援体制を充実しバリアフリー化の促進
	ボランティア組織の支援	団体等の育成・支援
	成年後見制度の充実	障害等により判断能力の不十分な方が、自立して生活できるよう財産管理や身上監護についての支援制度の充実
	福祉施設の整備	社会福祉関連施設の整備

2 安心な暮らしを支える事業

少子高齢社会において、町民の健康維持・増進と医療体制の充実は、安心した暮らしの重要な要件になることから、地域の実情に応じた健康づくりの推進とともに、地域や関係機関と連携した地域医療の充実と子育て支援の充実を推進します。

①地域医療体制の充実

(1) 役割分担と情報の共有

地域での医療環境の充実に向けて、かかりつけ医の普及促進とともに医師会と緊密な連携を図りながら、病院と診療所それぞれの機能と役割を明確にした上で、適切な情報の共有による、病院と診療所の連携強化（病診連携）に努めます。

(2) 在宅医療の充実

医師会をはじめ地域の関係機関との連携の下、訪問診療・訪問看護など、在宅医療の強化と地域医療の中核となる病院機能の一層の整備・充実を促進し、質の高い医療提供体制の確立を図ります。

(3) 離島医療・救急医療の充実

離島については、定期巡回診療・保健師の訪問指導を継続し、緊急時における救急患者の搬送体制を確立するため、ヘリポート等の整備を進めます。また、医師会等の協力の下に、休日や夜間の診療体制の一層の整備・充実を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
地域医療体制の充実	ヘリポート等整備事業	離島の救急医療体制を整えるため、ヘリポートや患者輸送艇を整備
	救急医療体制の整備	地域の医療・救急体制を整備
	病院・診療所の機能強化 (医療施設整備・設備改善)	医療施設整備、地域医療ネットワークを整備

②健康づくりの推進

(1) 連携体制の強化

一人ひとりに応じた、きめ細かい健康の維持・増進を図るため、保健所、医療機関、医師会をはじめ、各地区の自主組織や学校、職場なども含め、幅広い組織との連携を図り、まち全体での健康づくりや生活習慣病対策を推進します。

(2) 健康の維持・増進

母子、成人等の健康維持・増進に向けて、各ライフステージに応じた健康づくり事業を実施します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
健康づくりの推進	予防接種事業	感染症の発生・蔓延の防止のため 予防接種を実施
	各種健診事業	妊娠婦及び乳幼児に係る健康上の異常の早期発見等を図るため 母子の健診を実施 生活習慣病・がんの早期発見等を図るため特定健診・がん検診などを実施
	各種保健事業	健康相談・健康教室・訪問指導等を実施
	心の健康づくり事業	心の健康相談等を実施
	子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口業務を実施

③子育て環境の充実

(1) 保育サービスの充実

児童の健全育成や仕事と子育ての両立支援に向けて、地域ニーズに応じた適切な保育サービスの実施に努めます。

(2) 地域での子育て支援の推進

少子化や核家族化に対応した子育て支援体制の充実に向けて、子育てサークルの拡充、地域の協力による子育てヘルパー制度の整備、児童館の運営、放課後児童クラブの拡充、児童公園の整備、関係組織の連携強化を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
子育て環境の充実	児童遊園地整備事業	公園に児童遊具を設置
	子育て支援対策事業	乳幼児医療費助成、保育料の軽減等、子育てに対する支援を強めるとともに、ボランティア・地域の人材の協力を得ながら、地域における子育て支援を推進

3 行政サービスの向上と財政運営の健全化

合併効果による行政サービスの向上と財政の強化に努め、本建設計画に掲げられた施策・事業を着実に推進し、新しいまちづくりを進めるための基盤強化に取り組みます。

①行政組織の効率化

(1) 行政組織の強化

地域主権改革の動向や複雑化・多様化する地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる組織の構築に向けて、町民サービスが低下しないような適正な職員配置と専門スタッフの養成・研修を推進します。

(2) 行政サービスの充実

行政サービスが低下しないよう、新たな行政サービス提供ツール等の導入を行い、一層の行政サービスの充実を図ります。また、身近な公共施設等からの申請・届出を可能とするなど、電子自治体の実現のための基盤を整備していきます。

(3) 県との連携の強化

島しょ部に位置する大島郡では、災害時の危機管理等を含め、県行政の果たす役割は、他地域に比べて大きいものがあり、新町のまちづくりにおいても、県との連携が重要となります。

このため、合併後の新町においては、県出先機関の再編整備に当たり、県との連携を一層強化します。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
行政組織の効率化	住民票等自動発行システム 電子申請システム等開発事業	電子申請・証明書等を自動発行するシステムの導入
	自治体クラウド	地方自治体における情報システムの共同利用及び事務の共通化・標準化を推進
行政サービスの充実	新たな行政サービス提供ツール等の開発	新たな行政サービス提供ツール等の導入
県との連携の強化	県出先機関の再編整備（県）	県出先機関の再編整備

②財政基盤の強化

(1) 健全財政の確立

職員の計画的な定員管理、事務経費の削減、効果的な財政投資事業の選別、職員のコスト意識の徹底などを進め、健全な財政運営に努めます。

(2) 民間活力の導入

公共施設の運営・管理等において、民間企業やボランティア団体などへの事業委託など、効率的かつ高度なサービスを確保する仕組みづくりに取り組みます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
財政基盤の強化	中長期財政計画の策定	新町の実態に即した財政計画の策定

4 町民が参画して築くまちづくり

本格的な地方分権の時代を迎えた21世紀のまちづくりにおいては、町民と行政の枠組みを取り扱い、町民がまちづくりに主体的に参画する、町民・地域・行政が一体となった、新しいまちづくりを進めます。

①まちづくりへの町民参画の促進

(1) 主体的な地域組織への支援

あらゆる分野における地域課題に自ら対応し、町民自ら連帯感を高めながら、主体的な地域づくりを推進するための体制づくりを支援します。

(2) 情報共有化の推進

行財政運営の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たすため、個人情報保護に配慮しつつ、適切な情報を早く、正確に、幅広く提供・交換できるよう、積極的な情報公開を行います。

また、これまで各町が実施してきた広報広聴制度を基礎に、地域や時代に応じたメディアの活用や直接対話など、多様な手法による情報共有化を推進し、まちづくりへの町民参画の促進を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
まちづくりへの町民参画の促進	ふるさとづくり実行委員会	町民の教育・文化・福祉の向上、産業の振興を図り、住民自らの連帯感を高め、あたたかいふるさとづくりを推進
	地域づくり推進会議	町民のまちづくりに対する要望や意見を聞く新たな公聴制度を検討し、活力あるふるさとづくりを推進
	男女共同参画の推進	(再掲)

第5章 新町における県事業の推進

第4章の「新町まちづくりの主要施策」に掲げた主要事業のうち、県が主体となって実施する事業について整理しています。基本的には、県道、農道等の整備、防災対策など、県が管理する施設の保全、改修、改良等の事業が中心となっています。

主要施策	事業名	事業概要
道路・橋梁の整備	幹線道路等整備事業	国道437号の改良 県道大島環状線、県道橘東和線、県道大島橘線等の改良
	広域営農団地農道整備事業	広域農道の整備（大島地区、橘地区）
公園・墓地の整備	片添ヶ浜海浜公園都市公園整備事業	片添ヶ浜海浜公園の整備（東和地区）
町土の保全対策の推進	道路災害防除事業	県道の防災対策（大島地区、東和地区、橘地区）
	道路補修事業	大島大橋(L=1,020m)の補修及び耐震補強対策
	砂防事業	砂防えん堤・渓流保全工の整備（大島地区、東和地区、橘地区）
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策（大島地区、東和地区）
	地すべり対策事業	地すべり防止対策（久賀地区）
	海岸局部改良事業	離岸堤の新設・嵩上げ（大島地区）
	海岸高潮対策事業	護岸の改良、離岸堤等の整備（大島地区、橘地区）
	海岸侵食対策事業	護岸の改良等（久賀地区）
港湾施設の整備	港湾改修事業	防波堤、浮桟橋の改修等（久賀地区、橘地区）
農林水産業の振興	広域営農団地農道整備事業	広域農道の整備（大島地区、橘地区）（再掲）
	県営一般農道整備事業	農道の整備（久賀地区、東和地区、橘地区）
	県営中山間地域総合整備事業（広域連携型）	農道、用排水施設、農村公園等の整備
	県営農村振興総合整備事業	農道、農業集落道、排水機場等の整備
	県営中山間地域総合農地防災事業	農業用用排水施設等の整備
	農地保全整備事業	農地侵食の防止（東和地区）
	ふるさと農道緊急整備事業	農道の整備（東和地区）
	県営中山間地域総合整備事業（一般型）	農業生産基盤整備、農村生活環境整備等
	農地整備事業通作条件整備（保全対策型）	擁壁補強、橋梁補強、法面保護、路面補修、流末水路工、農道管理工
	農地整備事業（耕作放棄地型）	農道整備、用排水施設整備、区画整理等（久賀、戸田、日良居地区）
	農村地域防災減災事業	ため池の改修等
	周防大島かんきつ産地いきいきモデル事業	雇用労力の育成確保、企業的経営モデルの実証等
	鳥獣害に強い集落づくり事業	住民自らが集落ぐるみで被害防止対策を取り組む
行政組織の効率化	内海東部地区漁場環境保全創造事業	藻礁ブロック設置による藻場の整備
	県出先機関の再編整備	県出先機関の再編整備

第6章 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置にあたっては、新町の将来展望を踏まえて、地域の実情や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案しながら、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、逐次検討していきます。適正配置を進める上では「周防大島町公共施設等総合管理計画」に基づき行財政の効率化はもとより、少子高齢化の進展による利用者の減少や住民の利便性に考慮して、現在ある公共施設の有効活用・統合・廃止・転用等を勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

合併に伴い旧町の庁舎等については、新町の総合支所として住民サービス総合窓口の役割を担い、地域振興・地域発展のかなめとして整備・活用していきます。また、当分の間、本庁機能を4庁舎に分散し配置する分庁分散型庁舎として位置付けます。

第7章 財政計画

財政計画は、新町の財政運営の指針として、歳入・歳出の各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成します。

作成にあたっては、平成16年度から平成26年度までと平成27年度以降5ヶ年間交付税の激変緩和措置が行われ、合併算定替が終了する令和元年度を経て、令和6年度までの21年間について作成し、平成30年度までは決算額を計上しています。

なお、財政運営に多大な影響を及ぼす公共施設等については、周防大島町公共施設等総合管理計画及び各施設の個別計画に基づき適正配置に努め、中長期的な視点から財政需要を適切に把握し、堅実な財政運営を基調とした予算調製を行い対応するものとします。

[歳入]

(1) 地方税

平成30年度の決算額に大島地域の経済情勢、人口減少等を考慮しています。

(2) 地方交付税

普通交付税は令和2年度より一本算定になることから、令和元年度の決定額に段階補正の見直し分、人口減少等を考慮しています。また、合併特例債に係る事業における交付税措置分を見込んでいます。

(3) 使用料及び手数料

平成30年度決算額及び令和元年度予算を計上し、以降も伸び率0%として見込んでいます。

(4) 国庫支出金・県支出金

過去の実績により推計し、歳出との連動を考慮しています。

(5) 地方債

新町建設計画に伴う合併特例債、通常債及び臨時財政対策債等を見込んでいます。

[歳出]

(1) 人件費

平成30年度の決算額から、一般職一人当たりの人件費を算出し、定員適正化計画により退職見込みや新規採用見込みを考慮しました。特別職、議会議員、農業委員会委員、行政委員会委員等については同額を計上しています。

(2) 物件費

平成 30 年度決算額を計上し、以降は一般財源減少見込みを考慮して段階的に調整しています。

(3) 維持補修費

平成 30 年度決算額を計上し、以降は一般財源減少見込みを考慮して段階的に調整しています。

(4) 扶助費

令和元年度予算額をベースに町の扶助費の伸び率及び人口の減少を考慮しています。

(5) 補助費

平成 30 年度決算額及び令和元年度予算を計上し、公営企業（水道・下水道・病院）や広域水道等への補助費を考慮しています。

また、下水、農排及び漁排の各事業について、令和 2 年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行する予定のため、令和 2 年度以降の繰出金は補助費に計上しています。

(6) 公債費

平成 30 年度までの既往地方債の償還見込額に、歳入の地方債をベースに、合併特例債、通常債及び臨時財政対策債等の借入条件に基づく償還表の積み上げにより償還額を見込んでいます。

(7) 繰出金

平成 30 年度決算額及び令和元年度予算を計上し、各特別会計への繰出金を考慮しています。

(8) 普通建設事業費

普通建設事業については、新町建設計画に位置づける事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

財政計画（普通会計）

(単位：百万円)

	歳入区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方税	1,370	1,371	1,402	1,499	1,508	1,438	1,399	1,389	1,367	1,390	1,375	1,333	1,346	1,372	1,344	1,330	1,323	1,316	1,310	1,303	1,297	
地方譲与税	206	249	307	177	170	159	150	119	111	106	102	106	105	106	105	106	108	108	108	109	109	
交付金	357	335	324	297	270	256	270	198	242	198	220	366	313	329	340	341	376	423	423	423	423	
普通地方交付税	7,281	7,320	7,143	7,043	7,243	7,531	7,967	7,904	7,635	7,561	7,433	7,414	7,126	7,142	6,832	6,950	6,684	6,449	6,338	6,220	6,113	
特別地方交付税	1,274	1,025	974	867	873	917	928	1,063	1,044	970	1,009	931	781	846	610	610	610	610	610	610	610	
地方交付税計	8,555	8,345	8,116	7,910	8,104	8,405	8,884	8,832	8,698	8,605	8,403	8,423	8,057	7,923	7,678	7,560	7,294	7,059	6,948	6,830	6,723	
交通安全対策特別交付金	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	
分担金負担金	114	129	113	118	103	97	94	93	92	75	81	77	81	82	80	79	79	79	79	79	79	
使用料及び手数料	324	327	265	243	224	220	213	210	199	209	204	202	204	205	216	215	215	215	215	215	215	
国庫支出金	967	1,394	1,055	786	1,087	1,860	1,970	1,072	1,188	1,720	1,342	1,461	1,444	1,271	1,361	1,333	1,292	1,254	1,228	1,202	1,178	
都道府県支出金	1,629	1,361	1,139	1,317	1,049	1,025	850	915	1,076	975	931	868	850	926	887	870	843	817	802	787	772	
財産収入	45	13	30	74	19	13	21	12	18	49	13	12	12	46	37	100	13	13	13	13	13	
繰入金	347	714	46	80	19	182	41	75	50	58	98	65	129	317	327	214	277	438	358	332	242	
諸収入	508	312	310	340	260	480	238	218	231	250	235	420	216	240	221	391	195	196	196	196	196	
地方債	1,860	1,974	2,214	1,940	875	1,611	1,736	1,327	1,244	1,081	1,195	1,022	822	1,156	1,079	1,102	1,085	1,070	1,054	1,038	1,022	
歳入合計	16,286	16,527	15,326	14,783	13,691	15,748	15,870	14,507	14,475	14,719	14,201	14,358	13,583	13,974	13,678	13,646	13,102	12,990	12,737	12,529	12,271	

- 93 -

	歳出区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人件費	3,045	2,838	2,699	2,792	2,582	2,442	2,367	2,248	2,220	2,046	2,052	2,015	1,974	1,914	1,727	1,772	1,724	1,762	1,686	1,655	1,624	
扶助費等	1,241	1,194	1,119	1,096	1,047	1,089	1,240	1,273	1,721	1,780	1,902	1,844	1,924	1,791	1,688	1,662	1,619	1,577	1,536	1,496	1,457	
公費費	3,334	3,102	2,992	2,859	2,830	2,862	2,692	2,462	2,356	2,298	2,359	2,131	2,020	1,978	1,881	1,882	1,862	1,839	1,793	1,742	1,681	
物件費	2,013	1,638	1,439	1,311	1,331	1,436	1,388	1,596	1,613	1,675	1,610	1,787	1,864	1,733	1,823	1,917	1,785	1,730	1,675	1,620	1,565	
維持補修費	112	56	60	65	120	102	129	81	108	105	115	144	137	136	136	131	127	123	123	119	115	
補助費等	1,608	1,596	1,515	1,474	1,372	1,853	1,573	1,662	1,552	1,601	1,660	2,038	1,906	2,509	2,652	2,762	3,050	3,137	3,088	3,080	3,031	
繰出金	2,059	2,163	2,162	2,066	2,303	2,261	2,439	2,429	2,202	2,293	2,209	2,431	2,275	1,947	1,878	1,946	1,445	1,435	1,442	1,450	1,458	
投資・賃付金等	36	32	34	89	89	369	533	56	130	27	20	15	9	6	2	0	0	0	0	0	0	
普通建設事業費	3,251	3,501	3,340	2,797	1,498	2,433	2,502	1,980	1,823	2,198	1,642	1,493	1,182	1,513	1,682	1,475	1,448	1,421	1,394	1,367	1,340	
歳出合計	16,699	16,119	15,352	14,544	13,115	14,865	14,837	13,834	13,698	14,026	13,579	13,859	13,298	13,469	13,552	13,102	12,990	12,737	12,529	12,271		

(参考)財政健全化判断比率

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実質公債比率	—	—	21.0	20.4	19.1	17.2	15.4	14.4	13.9	13.2	12.2	11.7	11.5	11.4	11.8	12.2	12.7	12.8	12.9	12.9	
将来負担比率	—	—	187.6	172.3	152.4	129.7	118.2	104.8	82.0	69.1	59.1	45.7	47.0	52.0	54.8	52.9	50.6	50.6	50.6	50.6	

(単位: %)

参考資料（用語説明）

■カタカナ用語

あ	アメニティ	快適性。快適な環境。
	アンケート	ある事柄を調べるために、一定の質問形式で意見を聞くこと。
い	イベント	行事、催し。
	イメージ	印象。
	イメージアップ	印象をよくすること。
	イメージキャラクター	特定の場所や商品などの印象をよくするために起用される人や物。
	インターネット	世界中のコンピュータをつなぐネットワーク網。
	インターンシップ制度	在学中の就業体験制度。
	インターネット	インターネット技術を使い、特定地域内のネットワークを相互に結びつけて、広域ネットワークを形成すること。
	インフラ(インフラストラクチャー)	道路・上下水道・鉄道など、生活の基盤となる社会資本。
え	エネルギー	熱・光・動力を発生させる原料となる、石炭・石油・ガス・電力など。
お	オーナー制度	契約期間の間、農作物や家畜などのオーナー(持ち主)として登録できるシステム。普段の世話や管理は農園に任せることができる。
	オゾン	酸素の同素体。特有の臭いを持つ微青色の気体で、漂白・殺菌・消毒剤などに利用されている。
か	カルシウム	骨や歯の形成に必要な栄養素。いわしの丸干しをはじめとする海産物のほか、乳製品などにも多く含まれている。
き	教育カリキュラム	教育課程。
く	グラウンド	運動場。
	グリーンツーリズム	滞在型農業体験。
	グリーン購入	物品調達に関するリサイクル商品の購入。
	グローバリゼーション	経済や産業などが国家の枠を越えて、世界的な規模に広がること。
こ	コスト	費用、経費。
	子育てサークル	子育て中の保護者たちの情報交換を兼ねた活動の場。
	子育てヘルパー制度	子育て中の保護者の病気、出産など一時的に育児困難状態が生じた場合に、育児を支援する制度。
	コミュニケーション	人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。
	コミュニティ(地域コミュニティ)	地域の共同体。人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域およびその人々の集団。
	コミュニティ・スクール	学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づいた仕組みのこと。
	コミュニティバス	地域の目的に合わせて運行される路線バス。
	コンピュータ	電子回路を用い、データの貯蔵・検索・加工などを高速度で行う装置。
さ	サービス(行政サービス)	地方自治体が行う事業
	サービス業	宿泊設備貸与業、広告業、修理業、興行業、医療保健業、宗教・教育・法務関係など、非物質的生産物(サービス)を生産するあらゆる業務。
	サザンセト・サンシャインリゾート構想	柳井市、久賀町、大島町、東和町、橋町、大畠町、上関町、平生町を含む、柳井地区広域市町村圏の整備構想。 圏域を4つの重点整備地区に分け、それぞれ「時」「憩」「航」「風」をテーマに整備を進める。南瀬戸内海の別天地として、地域起こしグループによる交流活動や自然、農林水産物等で人を呼べるリゾート地域を目指す。

さ	サポートークラブ	農林業の担い手の減少、高齢化が進む中、地域外の労働力支援体制を模索するために結成された団体。大島郡には県農林事務所や地元のみかん生産者らがつくる「大島みかんサポートークラブ」があり、労働支援者に対し、無料で宿泊してもらう代わりに収穫作業を無報酬で手伝ってもらうなどの企画を行っている。
	サロン	集まりの場。
し	システム 自治体クラウド	ある目的のために構築された仕組み・制度。 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。
	住基ネット	住民基本台帳に記載されている国民全員に11桁の番号を割り当て、市町村、都道府県、国のコンピュータで個人情報を一元管理するシステム。
	シルバー人材センター	定年退職後などにおいて臨時の、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
す	スケール	規模。
	スタッフ	人員。
	ストックマネジメント	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
	スピードアップ	速度を増すこと。
	スポーツ	運動。
せ	セクシュアル・ハラスメント	卑わいな冗談、私生活や容姿に対する性的発言、身体への不必要的接触など、相手が望まない性的言動や嫌がらせ。
	ゼロメートル地帯	海拔0メートル以下の地。
	センサス	実態調査。
	センター	中心、中央。中心的な機関や施設。
そ	ゾーニング(ゾーン)	空間を用途別に分けて配置すること。ゾーンはその区域。
	ソフト	教育や福祉、仕組みや制度など、形に表れない事業。
た	第三セクター	公企業と民間企業とが共同出資して作る事業体。
	タイプ	型・類型。
	ダンプ車	荷台を傾けて積み荷を降ろす、トラックのひとつ。
ち	地域協育ネット	学校・保護者・地域住民が連携し、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、おおむね中学校区をひとまとまりとした仕組みのこと。
	地上デジタルテレビ	電波信号をデジタル信号で送るテレビ放送。圧縮技術を用い、高品質・多チャンネル化が可能。(略称:地デジ)。
	庁内LAN	庁内情報通信網。庁内のコンピュータ同士を結び、互いのコンピュータのデータを簡単にやり取りできるようにしたもの。
て	データ	資料。数値。
	テコ	梃子。ある点に力をいれて全体を順調にすること。
	デザイン	図案。
	デジタルデバイド	情報通信基盤の地域格差。
と	都市計画マスタープラン	都市計画法の第18条の2で位置づけられている、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	家庭内暴力。特に、夫や恋人など親密な関係にある男性から、女性に対してふるわれる暴力。DVは、domestic violence の略。
	トラブル	もめごと。事故。

に	ニーズ ニューフィッシャー ニュービジネス	要望。需要。 新規漁業就業者。 新しい事業。
ね	ネット ネットワーク	ネットワークの略。 ①情報交換組織。網(=net)の目のような組織のことで、種々の要素が相互依存関係を持ちながら結び付き、ある程度のまとまりを形成しているもののこと。 ②(コンピュータ用語で)2つ以上のコンピュータをつないだ状態のこと。
は	ハード バスダイヤ パッカー車 バブル バランス バリアフリー化	施設や道路の整備など、形に表れる事業。 バスの運行時刻。 ごみ収集車。ごみ置き場にあるごみを回収し、圧縮しながら、能率よく運搬する車。 地価や株価が高騰し、実体以上にふくれ上がった経済状態。 つりあい。均衡。 すべての人が暮らしやすくなるように、あらゆる面で障壁(バリア)を取り除くこと。
ひ	ピーク 光ファイバー ビタミン	頂点。 光によって情報を伝達するケーブル。 身体発育や維持に欠かせない栄養素。体内で合成されないため、食事などから摂取が必要。大島郡の特産であるみかんにはビタミンが多く含まれている。
ふ	ブランド ブランド・ニッポン供給体制確立条件整備 フリーwi-fi ブルーツーリズム フレーム ブロードバンド プロジェクト	特産化。銘柄。 日本ならではの産地の特色を活かした新鮮でおいしい農水産物の供給体制を確立するための事業。平成15年度より、国では、品質や安全性などについての消費者の評価を踏まえ、その産地の優位性を生かした農産物を対象に、戦略を策定した産地に対し、重点的に支援を行う(「ブランド・ニッポン戦略」事業)を始めた。 公衆無線LANの一種で、wi-fi対応のパソコンやスマートフォンを持っていれば無料で利用できるインターネット接続サービス。 滞在型漁業体験。 枠組み。 broadbandの略。大量の情報を高速で送受信できるインターネット回線のこと。 研究や事業などの計画。
へ	ベッドタウン ヘリポート	大都市への通勤者が多く居住する郊外のまち。 ヘリコプターの発着場。
ほ	ポイント ポテンシャル ボランティア	単位。 潜在能力、潜在的な発展可能性のこと。 奉仕者。自ら進んで社会事業などに無料奉仕で参加する人及びその活動。
ま	マルチハビテーション	多拠点居住。複数の住宅に居住すること。
み	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録したもの。
め	メディア メニューツアー型観光 メリット	新聞やテレビなどの媒体。 さまざまな企画(メニュー)が提供される周遊旅行。 利点。効果。
も	モデル	模範。見本。

や	やまぐち維新プラン(山口県総合計画)	これから県づくりの施策を戦略的・計画的に進めていく指針として、基本的な方向をまとめた総合計画。計画期間は2018年度～2022年度。基本目標は「活力みなぎる山口県」の実現。
ゆ	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者だけでなく、あらゆる人にとって使いやすいようにデザインすること。
ら	ライフスタイル	生活様式。
	ライン	基準。水準。
り	リーダー	統率者。指導者。
	リサイクル	再生利用。再生、再利用を包括した言葉。
	リサイクルプラザ	不燃ごみの減容化と資源化を図る施設。
	リゾート	行楽地。保養地。
	リデュース	ごみの発生抑制。ごみを減らす。
	リピーター	同じ地への旅行や同じ劇の観劇などを、繰り返す人。
	リユース	再利用。繰り返し使用すること。
る	ルート	経路。
れ	レクリエーション	娯楽。余暇を楽しむ行事。
	レベルアップ	水準を上げること。
わ	ワンストップサービス	多様な要望を一つの窓口で対応する仕組み。

■用語説明(略字用語)

CATV	Cable television(ケーブルテレビジョン)の略。ケーブルを用いて行う有線放送。同軸ケーブルや光ケーブルなどを用い、テレビ放送やインターネット接続、電話などのサービスを提供している。
ICT	Information and Communication Technology(インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー)の略。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報通信技術の総称。
IP電話	Internet Protocol(インターネットプロトコル)の略。インターネットの回線を使う電話サービスのこと。
Iターン	出身地以外の地方で就職・定住すること。
Jターン	出身地から離れた後、出身地の近隣に戻り、就職・定住すること。
LAN	Local Area Network(ローカルエリアネットワーク)の略。限られた区域内での通信網の意。
LGWAN	Local Government WAN(エルジーワン)の略。地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと。
NPO	Nonprofit Organization の略。民間非営利団体。
QOL	Quality of Life の略。生活の質。
Uターン	出身地から離れた後、再び戻り、就職・定住すること。

■財政用語解説

普通会計	地方財政の全体的動向を見る場合に、統計的に用いられる会計の区分で、主に一般会計と、特別会計のうち公営企業会計に属するもの以外の会計を合算したもの。
○歳入	
地方税	租税のうち、地方公共団体が課税権の主体であるもので、大きく道府県税と市町村税に分けられる。市町村税には、市町村民税(個人・法人)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税などがある。
地方譲与税	国税として徴収し、そのまま地方公共団体に譲与する税。市町村道の延長や面積などによって譲与される地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。
利子割交付金	利子課税20%は、所得税(国税)15%と利子割(県民税)5%として徴収される。利子割の一部(57%)が個人県民税の収入率の割合で、県から市町村に交付される。

地方消費税交付金	いわゆる消費税 10%は、本来の消費税(国税)7.8%と地方消費税(県税)2.2%として徴収される。地方消費税の2分の1が人口、従業者数で按分され、県から市町村に交付される。
環境性能割交付金	自動車取得税(県税)に代わり、自動車取得時に課税された自動車税環境性能割の一部(44.65%)が、市町村道の延長や面積によって市町村に交付される。
地方特例交付金	平成 11 年度の恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補うために、将来の抜本的な税制の見直しが行われるまでの間、国から市町村に交付される。
地方交付税	すべての地方公共団体が必要とされる一定水準の行政サービスを提供することができるよう、必要な財源を国から交付される税であり、普通交付税と特別交付税に区分される。
普通交付税	基準財政需要額(全国の地方公共団体が平等に行政サービスを提供するために必要な額を一定のルールで算出した額)が、基準財政収入額(全国の地方公共団体の収入を一定のルールで算出した額)を超える財源不足団体に対し交付されるもので、地方交付税総額の 94%を占めている。
特別交付税	普通交付税に反映されなかった災害等の発生など、特別な財政事情を考慮して交付される。
臨時財政対策費	地方の財源不足を補てんするため、普通交付税の一部振替分として特別に認められる地方債であり、その元利償還金相当額については全額が、後年度の地方交付税に算入され交付される。
分担金及び負担金	福祉施設への入所や福祉サービスの利用などに対する受益者の負担金。
使用料及び手数料	公共施設の利用料金のほか、各種証明書の発行や公共サービスを受ける際の手数料など。
国庫・県支出金	国、県から市町村に対して支出される負担金、補助金、委託金、交付金。
諸収入	これまでの歳入科目と地方債以外の収入で、資金を一時的に預けた預金利子、貸付金の元利収入、延滞金・加算金及び過料、雑収入などがある。
地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行なわれるものをいう。主に、土木施設、厚生施設、文教施設などの公共施設の整備の際に借り入れる。また、地方債を起こすことを起債という。
○歳 出	
人件費	議会議員及び各種委員の報酬、特別職及び一般職の給料、手当、共済費、退職金など。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して、その生活を維持するために支出する経費。
公債費	市町村が長期的に借り入れた資金(地方債)の元利償還金や、一時的に借り入れた資金の利子の支払いに要する経費。
物件費	市町村が支出する人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費。主に、旅費、交際費、需用費(消耗品費・光熱水費等)、役務費(通信運搬費・手数料等)、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料など。
維持補修費	市町村が管理する公共施設等の機能を維持するための経費。
補助費等	報償費(謝礼金等)、保険料、負担金補助及び交付金(事業費に計上されるもの以外)など。
投資及び出資金	地方公共団体が公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得し、又は新たに共同して株主となるため出資を行う場合等に要する経費。
繰出金	歳入の繰入金に対するもので、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費や、定額の資金を運用するための基金に対する支出のこと。
普通建設事業費	道路、河川等の公共土木施設、治山治水施設、農林水産施設、学校、公民館、公営住宅等公共用施設等の新設、増築、改良などの投資的経費で、国・県営事業等の負担金も含まれる。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額等の標準財政規模に対する割合で、数値が高いほど資金繰りが厳しくなる。
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高くなる。

新町建設計画

発行日：令和2年3月

発 行：周防大島町

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2

TEL.0820(74)1007 FAX.0820(74)1015

E-mail:seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp



周防大島町
SUO-OSHIMA